査定格差の不当労働行為性に関する裁判例の検討

はじめに

菅野教授は、 その著書において、 司法が大量査定差別事案の審査に当たり問うこととなる「査定 能力・成果主義による個別 (評価) の低位 性

的処遇システムにおいては判定が相当に困難となると予想される」、と述べている。 は、 果主義による個別的処遇システムとが実際にどう異なるか、についての検討は別稿を期すとして(結論的に述べれば、 同期同学歴比較が可能な年功的処遇システムにおいては比較的判定が容易であるが、 年功的処遇システムと能力・成

筆者はその相違はあまりない、もしくは相対的なものに留まる、と考えている)、近時、 より短期決済型の性格の強

して判断枠組みを編み出しているものの、 賃金体系を前提とする査定差別事案が増加していることは事実であり、 裁判例を跨ぐ統一性という意味では今一歩基準が見えず、 裁判所も具体的案件を前にして、 未だ暗中模索の 四苦八苦

段階にあるように思われる。

丈

柴 典

— 89 —

たが、

入した者の冬季賞与の平均考課率が前者を大幅に上回っていた。

なお、

夏季賞与考課期間のA組合員らの平均出勤率

役員会の最終判断により決定されてい

他方でA脱退後Bに

基本給×成果比例配分率×人事考

課率

(五〇~一三〇)×出勤率の計算式をもって、二次にわたる上司の考課、

冬季賞与は当年五月半ばから各半年間の考課期間、

組合結成前に比べ、A組合員がB組合員に比べて低い効果率を付与されるようになり、

季賞与は前年一一月半ばから、

れら した事案における労働委員会命令の裁量性、 そこで本稿では、 の 問題に関する従来の代表的裁判例 査定差別の不当労働行為事案で焦点となる、 (五事件七判決) 即ち労働委員会命令に対する司法審査の範囲の問題、 がいかなる判断枠組みを示してきたか、について検討する。 当事者間の立証責任分配原則の問題、 の二点に絞り、こ そして、こう

二、個別的検討

審 与では団交妥結後、 成以来、 時一二一三号一三六頁他)) 〈事案の概要〉X (1)比較的会社よりのゼンセン紅屋労組 東京高裁昭和五四年一二月一九日判決 紅屋商事救済命令取消事件(一審:東京地裁昭和五四年三月一五日判決 組合書記長の三度にわたる懲戒解雇処分 (紅屋商事: 冬季賞与では、 原告、 団交妥結、確認書取り交わし後に賞与が支給された。Xの人事考課制度では、 控訴人、上告人)は、 (以下Bと表記)に比して、 (掲載誌なし)、上告審:最高裁第二小法廷昭和六一年一月二四日判決 (地労委、Y、 昭和五〇年一月の補助参加人組合(以下Aと表記) 行政訴訟で不当労働行為認定) 差別的言動を繰り返していた。 (労民集三〇巻二号四二六頁他)、 を含め、 その年の夏季賞 これを嫌 の結 判 夏

め も評価差を数的に説明する資料でもない、 した修正考課率に基づく計算額との差額の支払を命じた。この際Yは、 Α はB組合員のそれを上回っていた。そこでAより、人事考課で差別があった、として救済申立がなされた。 組合員らの勤務態度の悪さ等を指摘したが、 X に、 夏季はB組合員の平均考課率 (+四〇)、冬季は同組合員及び非組合員の平均考課率 また、 地労委、Y 前記修正考課率の適用は、 (中労委:被告、被控訴人、 X側の主張は、 両者の評価差が不当労働行為である以上 被上告人) 両組合員の格差を示すもので (+111) 共にAの主張を認 を基準と X 側 は

X請求棄却

相当である、

と述べていた。

その結成直後より、「Xは、Aを嫌悪し、 同組合員とB組合員とを差別する行動を繰り返した」。

夏季賞与支給時に四三(ママ)、冬季賞与支給時には二二もの差がつき、 合結成前には、 後のA組合員とB組合員とに人事考課率平均値の差が殆どなかったのに、結成後、 しかも夏期賞与考課期間後の A脱退者は冬

期賞与支給時の「考課率が目立って高くなっている」。

り人事考課表そのものも提出されていない」。 上どのように把握され、 るが、「そのまま採用するには大いに疑問がある……。 えると、 ところで、その時期、 Xの主張はにわかには採りえない」。 またどのように配点されたかについては、本件証拠上全く説明がなされていないし、 A組合員らの勤務態度、 そして、A組合員の方がB組合員より平均出勤率が高い事実「を併せ考 Xに対する貢献度等が劣悪になった事実を示すかのような書 のみならず、右各書証に記載された各事実が前記の人事考課表 もとよ 証 ŧ あ

そうすると、Xが人事考課率の査定に当たってA組合員をその他の者に比し著しく低く評価したことには合理的

昭和五〇年度

な理 組合員を動揺、 件各賞与支給の前後における相当数の不当労働行為救済申立事件の発生という各事実とを併せ考えると、 右各査定においても、 由がない」。「そして、この事実と、 混乱させてAを弱体化しようと企図したものと推認せざるを得ない」。 A組合員をA所属のゆえに又は組合活動をしたゆえに不当に差別し、 前記認定の、Xの参加人への敵対感情の存在及びこれに基づく言動 かつ、 その差別によっ X の 並びに本 行為 7 は

措置として救済命令の内容をどのようにするかについては、法令上に特段の定めがないから、 関係の存否の判断に基づき法律上の措置をとることを命ずるものではない。 目 的の範囲内において、 本件では、 最後に、 労働委員会の救済命令は、 Aの結成に際し、「突如その考課上不当に低く査定された」不当労働行為が認められる以上、 労働委員会の自由裁量に委ねられているものと解すべきである」。 使用者の不当労働行為につき原状回復「を命ずるものであって、 そして、この原状回復のために事 右に述べた救済命令の 私法上 労働委員 手実上の の 法

的を達しえないものというべきである」。 会としては、 Xに対し、 地労委認定の「差額をA組合員に支払うよう命ずるのでなければ、 右不当労働行為救済の目

(若干の検討)

数に上り、そもそもほぼ同査定を受けていた集団が組合結成後に低査定を受けるに至った経緯がある、等の条件から、 量観察方式が直接適用される傾向がある。 の てしか査定差別が主張されない事件 特定組合員集団の全体について査定差別が主張される事件(全体的査定差別の事件)」とに分けられ、 菅野教授によれば、 査定差別の不当労働行為性が問 (部分的ないし個別的査定差別事件)」と、「ある労働組合の組合員全体や組合内 本件は、 組合を申立人として開始され、 われる事件は、 大別して、「組合や組合員集団 比較対照群の 成員がそれぞれ相当 の 部 後者には大 の 者に つい

またその限りで尊重し、

対立組合員や非組合員の平均考課率を基準とした、一律的な直接的是正命令

(個別的

是正命

その救済命令が原状回復を目的とした事実上の措置によりなされることを根拠に、

労働委員会の裁量については、

ら ら 全体的査定差別事件として大量観察方式の適用を受けるべきものと言える。 的立証 て自身に対する差別も行われている、 ほ んらい、 ついての反証責任 まさに、こうした立証形式が妥当することになる。 (a) 全体的低位性の立証、 がなされれば、 大量観察方式とは、 (「個別立証」) 非申立人側に、 b)使用者の申立組合に対するそれまでの弱体化策動、 差別を申し立てる者が、 が委ねられる、というのが菅野教授の整理、 として、第一次的には個別的立証を離れ、 (C)その格差についての申立組合員らの勤務成績・態度に基づく合理的 ある組合や組合内の特定集団に所属していることを理由とし 大量観察方式では、 理解である(以下、菅野整理と表記)。 全体的な差別傾向を訴えるものだか につき一応の立証 般に、 (「差別 申立人側 の外 理由 か

り 績の 立証 的 理に従い、 使用者サイドに課していることは、 (査定時点前後における相当数の不当労働行為救済申立事件の発生)、 意図 審は、 同 が困難な事情を挙げた上、(i)組合嫌悪をうかがわせる事実、 なるほど本件でも、 等性、 i) (iv) 整理し直すと、 査定差別による不当労働行為認定に当たり、 iv その他査定格差ないし賞与支給額格差が不当労働行為意思によるものであることを裏付ける事情 ©申立組合員らの勤務成績・ iii (a)全体的低位性— 認定に当たり、 注目される。 îi 裁判所が、 態度に基づく合理的な理由 (b)申立組合に対する弱体化意図または申立組合員に対する差別 使用者が人事考課表を提出していないこと等、 証拠書証の具体的説明、 (ii) 査定格差の存在、 といった要素を考慮している。 iii 人事考課表の提出といった責任を となる。 (iii) X組合員の能力実 菅野整理の示す通 これらを菅野整 格差に関 する

93

等に全体として差異がなかった」。

なく、したがって、本件各賞与における人事考課率の査定時においても、

A組合員らとそれ以外の者らとの勤務成績

後において「A組合員らの勤務成績等がB組合員又は非組合員のそれと比較して劣悪になったことを伺わせる事情は

(二)審)

令ともいう)

控訴棄却 を裁量の範囲内とした。 詳細不明

〈上告審〉 そもそも、 A結成前には同組合員とそれ以外の者とで平均考課率にほとんど差異がなかった。一方、結成の公然化

異は、XにおいてA組合員らの人事考課率をその組合所属を理由として低く査定した結果生じたものとみるほかな」 昇したこと、「などの前記認定事実を合わせ考えると、A組合員らとそれ以外の者らとの間に生じている右のような差 他 させたというような事情は」全く窺えない。よって、Xは、本件各賞与における査定に当たり、地労委認定の率だけ、 い。また、「右の査定において、Xが個々のA組合員の組合内における地位や活動状況等に着目しこれを考課率に反映 他方、本件各賞与における人事考課率には両者「間に全体として顕著な差が生じていることが明らかである」。 組合嫌悪や差別的言動、夏季賞与考課期間後Aを脱退した非組合員の冬期賞与時の平均人事考課率がにわかに上 そ

為に該当するとされる以上、労働委員会において、これに対する救済措置として、使用者に対し、 その組合所属を理由として低く査定した事実が具体的に認められ、これが労働組合法七条一号及び三号の不当労働行 「ところで、右に述べたとおり、使用者において賞与の人事考課率を査定するに当たり個々の組合員の人事考課率を 個々の組合員につ

低く査定したものとみられてもやむを得ない」。

他方、

額と既に支給した金額との差額の支払を命ずることも、 き不当労働行為が なければ得られたであろう人事考課率に相応する数値を示し、その数値により賞与を再計算した金 労働委員会にゆだねた裁量権の行使として許されるものと解

(若干の検討)

することができる」。

ては国家による方針強制、 本件上告趣意書にお () てXは、 非組合員の消極的団結権の否定に繋がる、 組合の方針は能力実績と結びついており、 また、 それをおして差別認定することは、 個々の組合員の能力やその発揮度を考慮 Ŋ,

等の論旨を展開していた。

せずに集団的格差から不当差別を論ずるのは不合理、

緯から、 ての うな平均考課率の変化の経緯という客観的事情を論拠としている。 付ける事情 せる事実、 そこから不当労働行為意思を説明しようとする趣旨であろう。 関 審との比較では、先ず(iii)認定に当たり、 対する上告審は、 論拠が、 わる立証責任を実際上使用者側に課したことを打ち消す趣旨とも考えられはすまいか。次に、(.Ⅳ) 認定に当た 前掲 を認め、 (A脱退者の平均人事考課率の急激な上昇)、を認定し、査定差別による不当労働行為認定を行っている。 やはりA脱退者の平均考課率の変化の経緯に変えられている。 iii 更に やはり大量観察方式を採用し、 A組合員の能力実績の同等性を強調した上で、(ii) iv その他査定格差ないし賞与支給額格差が不当労働行為意思によるものであることを裏 一審がXによる立証の不十分さを挙げたのに対し、 先ず、 組合結成前から結成公然化後に至る平均考課率の変化 やや穿った見方をすれば、これは、 査定格差の存在、 要は、平均考課率の変化の経緯を重視し、 (i)組合嫌悪をうか 上告審は前述のよ 審が îii が の わ 経

労働委員会の裁量については、基本的に一審と同様に、 委員会が一律的な直接的是正命令を命じたことを肯

を要件として挙げている点、 れた賞与額との差額の支払を明言した点、 定する立場をとっているが、「不当労働行為がなければ得られたであろう人事考課率に相応する」数値により再計算さ 等でその趣旨の具体化ないし制限を図っているものと思われる。 組合所属を理由とする査定差別を示す「事実が具体的に認められ」ること

東京高裁平成 (2)中労委 一二年四月一九日判決 (芝信用金庫従組) 事件 (労判七八三号三六頁)) 審:東京地裁平成一○年一○月七日判決 (労判七四八号三七頁)、二審

等が取り決められた。しかし、その後も社内報記事へのX組合員不掲載、 りその後六二年までに副参事昇格)、 間 験合格後主事への一定期間内の順次昇格措置の実施、 合 は Y 為につき、 名、X。ら全員)、社内報等での非難、 組合員でY補助参加人の職員でもあったス゚ら計一六名及びス゚ら計四名も、 した昇格・昇進差別につき、是正する旨の本件和解協定が結ばれた。そこでは、 (主事資格取得者) 三種類の修正給与テーブルの設定と各区分に応じた差額分の支給、 〈事案の概要〉 内の 副参事昇格措置の実施 (中央労働委員会:被告、 昭和五一年には都労委より不当労働行為認定がなされ、 昭和四三年の芝労組 (既に主事資格を有していたスルら中三名(以下「スルら中三名」と呼称) 控訴人) 会社主催行事からの排除を含めた種々の不利益な扱いを受けていた。そうした行 (X組合の対立組合) 結成前後から五○年代にかけて、Ⅹ (原告、被控訴人) 職務復帰者への特別研修実施、 補助参加人(会社)と長期にわたり激しい敵対、 既に主事資格を取得している者については適格認定後の一 五五年にはそれら行為及びそれらと並行して存在 X組合員対象の特別な職務ロ 補助参加人により懲戒解雇 各種研修や行事からの排除等、 A (三三歳以上一律) 既昇格者を除く者につき昇格試 紛争関係にあり、 1 テー はこの措置によ (刈らのうち九 В Yの差別的 ョン実施 (不明) C X 組 合 定期 組

協定の履行を求めるあっせん申立がなされ、これにより、 姿勢は改まらず、 多数組合によるX組合への 抗戦的行動等も黙認された。 Xら中前記三名を除く一三名(以下「Xら中一三名」と呼 六○年には、 X組合より都労委へ本件和解

称

は認定副

参事に昇格した。

算で三割のウェイトであったものが 異なるが 五三年に導入された昇格試験制度における昇格評定項目の主軸は学科試験、 象に昇格試験制度を導入、昇格基準の客観化を図った。 他方で五三年、 体分布でも芝労組組合員に比べ 約七四%となっ 齢三八歳時点での 定期昇給には(1)、 その人事考課制度内では、 歳到達により主事 ための推進役ポストの設置、 自動昇格していた。 助参加人では、 (上位資格ほど論文や面接を重視)、 て 参事 副参事以上の比率は、 年間三度の臨時給与支給には③②と一部①が行われていた。 に自動昇格する制度 1) 昭和四三年に職能資格制度を導入し、 た。 (序列第三位 平成二年には賃金制度が改訂され、 また、 その時点での基本的能力水準を測る①能力考課の他、 五六年には、 低評価傾向にあった。 本件和解協定後、 課長レベルに対応) (残り一割は推薦)、五八年改訂で面接、 (給与年齢三三歳主事自動昇格制度) X³らを除き、 書記一 全部で六割の評定ウェイトを占めており、 級 X組合員のうち、 (序列第六位:一般職上位レベルに対応) 六一年度が最低で五〇%、 しかし、 から書記二級 八段階の資格等級を設定、 等級が七段階に減らされ、 年功的要素は払拭しきれず、 定期昇給考課でSやA評価を受けた者はなく、 (序列第七位:一 論文、 が導入され、 推薦が廃止され、 なお、 ②執務態度考課、 五九年度が最高で一〇〇%、 面接で、 各資格毎の賃金格差を大きくし、 資格間賃金格差も低減され 五四~六二年度にかけ、 般職中位レベ これによりススら四名も主事 人事考課は過去三年間 資格により項目や比 資格者が給与年齢三三 昇進ポスト不足対応 五割に上がっている。 ③実績考課 ルに対応) があり、 平均 給与年 を対 重 の 全

が

あっ X₂ ら 中 に り前記同 試験合格扱いで副参事昇格及び、 でのXらの学科、 の最たる争点は③、 の解釈から申立時点より一年前の日付で、ス゚ら中三名に対し店舗長代理又は店舗長代理待遇の推進役、® につき、 舗長代理への昇進、 対し、 本件では、 同四年八月付けでYによる本件命令が下され、 一三名に対し係長もしくは推進役、 本件初審命令は、 順次、 様に申立時点より一年前の日付で係長又は推進役への昇進を認めたが、 しかし、 労働委員会での初審段階より、 係長又は係長待遇の推進役、 論文試験成績はすべて、該年度の人事考課の最高成績を得ても合格者最低点数に達しないもので 本件初審命令は、 とりわけぷらの副参事昇格の可否であったが、 ③ X らの副参事昇格及び店舗長代理への昇進の可否等が争われた。 差別がなければ昇進していたであろう本来の日付まで遡り、スぷら中三名に対し店舗長代理、 順次、係長又は推進役、 差別がなければ昇格 店舗長代理の各々を段階的に、 店舗長代理又は店舗長代理待遇の推進役に、 (1)施設利用、 (1)につき、 昇進していたであろう本来の日付まで遡り、 店舗長代理の職位付与を命じた。 勤続表彰、 後者が一部行事を除いた他、 昭和五八、五九、六二、平成二年度の各昇格試 行事参加等に関する差別禁止の他、 職位付与を命じ、 昇格試験不合格を理由に、 平成元年五月付けで本件初 職位付与を命じた。 Y は、 対する本件命令は 両者共に申立認容、 労組法二七条二項 Xiら中一三名 それぞれ (2) X₂ らの 副参事昇 本件で やは (2)店

〈一審〉———X請求認容、一部棄却——

格及び店舗長代理昇進を認めなかっ

た。

そこでXらは、

本件命令の取消を求め行政訴訟を提起した。

組合員の不当労働行為意思による不昇格措置は、 1 (<u>-</u>) (1) 就業規則や労使慣行で給与年齢による自動昇格制が採られている場合、 不当労働行為を成立させる。 昇格すべき給与年齢に達した労組

(2)同じく人事考課を基準とする場合、 使用者が不当労働行為意思をもって労組組合員を低査定して昇格させな

か つ た時も同じ。

が形式的、 れているのでない限り、 「人事考課及びそれ以外の評価項目並びにそれぞれの配点」の定めと運用の実態が基準となる。その実態により、 い場合、 (3)同じく昇格試験を基準とする場合、「その昇格試験が形式的、 不当労働行為は成立しない。 名目的であれば②に準じて考え、 使用者が日頃組合嫌悪の言動を繰り返していても、 人事考課以外の評価項目の比重が大きく、 名目的」 直ちに不当労働行為とは認められな で、 実質的には使用者の意思に委ねら 人事考課結果が補充的にすぎ それ

な

判断すべき。 労働行為の 帰すことのできない事由に基づくものであれば、 数存在するときは、 者自身の成績不振 0) 責めに帰すべき事由に基づくものであれば、 昇格試験での、 制 度の趣旨、労使間の公平の観点に照らし、いずれを重視すべきかを判断して……相当因果関係の有無を」 他の事実を捨象して条件関係の有無を判断する必要がある」。ここで、 (以下②と表記) 人事考課における使用者による差別的低査定(以下①と表記) とで、「どちらを採っても、 その事実の持つ意味と①の事実の持つ意味とを「比較、 ①と昇格試験不合格の結果との間に相当因果関係を認 その事実だけで昇格試験不合格……になる事実が とそれ以外の評価項目で ②の事実が労働者の責めに 検討し、 めるべき。 の労働 彼 複

点に達しないから」、 定することができる」。 かった」。 2 (1) :: 仮にそれが差別的取扱いによるものならば、それ「と副参事昇格試験不合格の結果との間に条件関係を肯 (略) 彼らの学科・論文試験の成績不振と昇格試験不合格の結果との間にも条件関係を肯定すること (2) 他方、 X³ らは、 彼らが 「人事考課の最高得点を得たものとして合計得点を算出しても、 いずれの年度も、 人事考課で低評価を受けたため、 「実際上合格 の可能性 合格最低 は乏

- (3)認定 事実……に弁論 の全趣旨を併せて考えれば、 補助参加人は、 X組合を嫌悪していたと認めることができ
- 認めるに足りる証拠はない」。 員で係長昇進者は一人もいない。 格等の実績は、 の として能力等の向上よりも低い査定を受けている」。また、 による能力格差の発生とその後の回復の経過、 人事 (4)あるいは能力が低いと評価していたことをうかがわせる」。 評価担当とX組合敵視政策の影響、 「形式的論理を根拠に不利益がないと論ずる態度」 評 価の全体的比較により明らかとなったX組合員と芝労組組合員との評価格差、 彼らが 「相当の能力を有していたことをうかが 加えて、 但し係長職は平成四年に廃止されている。 副参事昇格には係長昇進が実際上前提となっていたが、 本件協定締結前の労使対立によるX組合員の能力開発意欲の希薄化及びそれ 等の事実によれば、 から、 彼ら(のうち二名)が実績のあがり難い条件下にあっ 他方、 やわせ」、 彼ら 本件協定後も「芝労組の組合員と比べると、 (のうち二名) 昭和四二~六一年にかけての表彰、 他に 「業務能力が低いとか、 の「実績が悪い、 芝労組組合員や出身者による 芝労組結成後、 非違行為 努力が足り 実務試験合 X 組 依然 な た
- 助参加人の人事考課制度は制度としては公正評価の (5)係長昇進者と非昇進者との間でも職責等の差異を理由に査定格差を設けた。これは結局、 (4)の事実を総合すると、 補助参加人は、 X組合員をライン係長等に昇進させない 仕組みを持つとしても、 運用上査定差別による組合差別は可能。 方針の下に人事 組合差別に当たる。 評価 で低査定
- (6)学科試験が公正さに欠けるとまではいえず、 論文試験も公平確保措置が執られている。
- (7)以上の差別的取扱いの「持つ意味を考えると、ス゚らの……成績不振の原因が本人の努力不足にあることを考慮

した

但し、

審はこの点を明言していない))。

間に相当因果関係を認めるのが相当である」。 しても、 補助参加 人の行為の重大性を看過することはできないから」、 前記①と彼らの「昇格試験不合格の結果との

(若干の検討)

名 Ų 野教授の言う全体的査定差別の事件に該当し、 通 れ 「常の大量観察方式とは異なる判断基準が求められることとなった が有とした場合、昇格試験の悪成績との間でいずれが不昇格措置に作用したか、という点が焦点となったことから、 本件は、 が対立組合のそれ(七二六名) 昇格試験が実施され、 組合が申立人及び原告となり、 申立人らはその成績も悪かったことで、 に比して圧倒的少数であることを理由に同方式の適用が不可能であることを明言 その所属組合員の多数がその属性故の差別を訴えたケースであるから、 本来的には大量観察方式が採られるべき事件であると思われる。 人事考課における査定差別の有無に加え、 (加えて、 二審は、 本件X組合の組合員数 仮にそ しか 菅

当労働行為とは認められない。 ここまでは、 基準とする場合、 を基準とする場合は、 者の不昇格措置は、 (事考課の比重が大きければ) 先ず、 一審が示した賃金制度ごとの判断基準は以下の通り。 通常の大量観察方式に倣った判断と考えて良いであろう。従って、使用者側には、 たとえ組合嫌悪を示す事実が認められても、 不当労働行為意思を要するものの、 低査定による不昇格措置が不当労働行為意思に基づくか否かで判断する。 第二の場合に準じて考え、 その具体的判断基準は、 ほぼ直接的に不当労働行為を成立させる。 人事考課とそれ以外の評価項目との比重や運用実態であり、 その逆であれば不当労働行為は成立しない、 第一に、 その昇格試験が形式的、 純粋な自動昇格制の下では昇格給与年齢到 名目的でない限り、 菅野整理に言う心の 第三に、 第二に、 としている。 昇格試験を 人事考課 直ちに不

因果関係の有無が判断されている。

外 格措置との な 不存在の個 ある場合について述べ、本文②が労働者の責めに帰すべき場合、 の 1, 評価 0 で、 項目との比重が同程度である場合で、 相当因果関係により判断すべき、 使用者にその可能性が残されているのか否か、 :別立証によって不利益取扱いの推定を覆す可能性が残される、 としている。そして、 本文①と本文②とでいずれも不昇格措置との間に十分条件的因果関係 必ずしも明確ではない。 本件はまさにこの場合に当たるものとして、 ①と②の持つ意味を比較検討し、 と考えられるが、この点についての言及が また、 判決は、 人事考課とそれ以 結局は①と不昇 相当

比較の前提としての集団間の等質性に、 事実 ここで、 うとしなかっ 及びそれによる能力格差の発生とその後の回復の経過、 合格実績等からうかがわれるX組合員(のうち二名)の相当の能力の保有、④ライン係長等への昇進阻害の方針、 による人事評価 そして、 (2) (a) 評価 大量観察方式との平仄を考えると、 その相当因果関係の認定に当たり、 た姿勢、 担当とX組合敵視政策の影響、 の全体的比較により明らかとなったX組合員と芝労組組合員との評価格差、 等の事実から分かる、 (2) (c) 一 見**、** 芝労組組合員と比較して能力等に見合わない低査定、 3は同じくCに、 ©本件協定締結前の労使対立による

X組合員の能力開発意欲の

希薄化 審は以下のような事情を考慮している。 (1) (2) (b) (d) d形式的論理を盾に実績のあがり難い条件を十分に考慮しよ それぞれ対応しているか、 仏は菅野整理で言う的に、 (1)組合嫌悪をうかが に思われる。 (2) (3) は同じく(3) あるい (b)芝労組組合員や出す ③表彰や実務試験 しかし、 わせ 等。 実 は

概念 般に、 ②事実的因果関係の存否自体が判明しない時に、 相当因果関係との文言は、 (1)事実的因果関係に対する意味で、 法的に因果関係を推定、 責任制限により賠償範囲 確定するための概念、 を制 (3) 限 するため 一つの結果

際にそのように言えるか、

更に検討が必要である。

競合する場合の判断、

捉えてい

いるようだが、

なお、

来は大量査定差別事案における大量観察方式による場合とは異なるものと思われる。

審は事実的因果関係という用語を何の前提も述べずに十分条件的

必要条件的因果関係を示し得ない

論拠は語ら

れてい

ない。

本件のように十分条件的因果関係

例え本判決のいう事実

因果関係

(ない

は決定的

因果関

係

لح

論理構成については民事法学上も十分な解明は進んでいないようだが、

立人 と昇格試験不合格との因果関係の存在は、 果関係を選択するため に対して複数の原因 き因果関係を法的 もそも、 相当因果関係の有無を」 を「比較、 利益取扱いを主張する者の責めに帰すべき事由に基づくものであれば、 たと思われることからも、 条件的因果関係の 価 値 事実を以て、 側は、 通常は、 (損害) 検討し、不当労働行為の制度の趣旨、 因果関係の存在を示す間接的な事実のほか、 に一つの原因しか存しない、 目指す 存在は明らかであったが、 前提となる十分条件的因果関係自体の存否こそが問題となる場合が多いであろうが) に価値選択するための趣旨も併せ持っている、 ないし の概 判断すべき、 因果関係 念、 因果関係 一方では、 等として用いられている。 の (通常は必要条件的因果関係) (法的) との判示から明らかなように、 ②に近い趣旨で用いられている、 直接的に証明され得ず、 その低査定が差別的取扱いによるものであること、 存在を主張することとなろう。 という考え方も可能だが、 労使間の公平の観点に照らし、 本件では、 判決のいう①②の事実の意味、 と考えるのが妥当であろう。 が競合していると考えられる場合に だからこそ大量観察方式に近い やはり十分条件的因果関係が競合する場合 人事評価での低査定と昇格試験不合格との十分 その事実の持つ意味と①の事実の持つ意味と とも考えられる。 日本では一般にそう考えない)、 その意味において、 いずれを重視すべきかを判断して…… 性格や、 しかし、 すなわち、 即ち、 ここでの立証 判断要素が 制度趣旨等の 本文②の事実が不 に、 差別的低査定 (法的には 労働者 採用する因 採用すべ 示され は、 法的 申 本

— 103 —

はない い が 的因果関係が後者を示したとしても、「原則として、条件関係に依拠する伝統的因果関係においては、 あったとしても、そのこと自体は、 というのが民事損害賠償論に詳しい窪田充見教授の分析である。 問題となっている加害行為と結果との事実的な因果関係に変更を加えるもので 因果関係 の競合

関係 成立した不当労働行為に対する具体的な救済方法については委員会判断を尊重したもの、と考えられる。 0 功を加味して副参事に昇格させれば足りる旨主張したXの主張を排除し、「いかなる救済方法を執るべきかはYが 成立を否定した命令部分、)裁量により決定すべきことである」、と述べている。これは、労組法七条一号及の法解釈としての前掲のような因果の 最後に、 (ないし不当労働行為の成立・不成立)、二七条二項の法解釈、 労働委員会の裁量について、 及び救済の対象期間に関する命令部分を取り消す一方で、 判決は特に一般論を述べてはいないが、 の各々に関する委員会の判断を修正すると共に、 以上の判断に反し、不当労働行為 X3らの救済方法として、 単に年 の

〈二審〉———Y請求一部認容、原判決一部変更—

的な低位な査定をしたとしても、 その運用規程の内容が不合理なものでなく、 なかったとしても、 1 相当因果関係を欠き、不当労働行為は成立しない」。 補助参加人におけるような昇格試験制度「を採用している場合、 合格の可能性が認められないときは、筆記試験が単に名目的なもの又は形骸化されたものでなく、 他方において、 かつ、 学科試験や論文試験の各得点も低く、 筆記試験の実施及び採点が不公正・不公平と認められない限り、 ……使用者が不当労働行為意思に基づく差別 ……右差別的な低位の査定が

2 () (略)

(1) (1) (4) 「補助参加人は、 本件和解協定成立後今日に至るまで引き続きX組合を嫌悪している……。 そうす

組組合員数は七二六名と圧倒的。

従って、「組合員の業務能力等に格差があり、

かつ、

ると、 ……X3らに対する……低い査定は、 X組合に対する右不当労働行為意思に基づくものと認めるの が相当であ

る」。

同人らの勤務実績を低く査定するため、 うち二名) が次第に向 (1) (3) 本件和解協定時には は、 上したが、 確 芝労組結成時からの労使対立があり、 かに実績のあがり難い地域を担当したが、条件に合わせて目標設定されており、 芝労組組合員との比較では「より低い査定を受けていることを否定できない 「事務に関する能力及び知識に相当程度の差が生じていた」。 殊更、 勤務実績の上がらない地域を担当地域に指定し、 X組合員の能力開発の希薄化、 OA化に伴う技術習得 その後、 同 年数に応じて成 人らの 補助参加 また、 人事考課の の遅 彼ら 人らが れ (g) 0

(4)(8)X組合員でライン係長、 同店舗長代理 (新人事制度では課長) への昇進者はな ()

査定を低くしたものとは認め難い」。

(四) : (略)

X₃ らが ずれにあるにせよ、 とX組合員は、 同量又は大差がない (H) 「業務に関する能力及び知識が……相当程度の格差を生ずるに至っていた」 副 以上2の事実によれば、 参事昇格を求める時期までに、 長期の労使紛争の間、 この事実を反映し」た査定格差があるのはやむを得ない。そして、 程度に達していたものと認めるに足りる証拠は存しない」。 補助参加人のX組合嫌悪、 能力開発意欲の希薄化、 これらについて、 彼らを含むX「組合員が芝労組の組合員と比較して、 芝労組組合員との間の査定格差、 新たな技術知識習得の遅れがあり、 から、 また、X組合員数三二名に対し、芝労 組合員数についても圧倒的な差 「右労使紛争の責任 本件和解協定後、 は認められるが、 芝労組組合員に比 少なくとも の所在が 同等、

やむを得ない」。

異の存する」X組合員と芝労組組合員とを「いわゆる大量観察方法により、……格差の原因が……不当労働行為意思 に 基づく差別的取扱いによるものであるかどうかを論ずることは、比較の前提条件を欠くものとして、適当ではな そして、芝労組組合員ないしその出身者によるX組合員の人事考課は、 彼らが圧倒的多数である以上、「組織上

よって、「仮にX3らの……低い査定が補助参加人の不当労働行為意思に基づく差別的取扱いの結果であるとしても、 他方、ス゚らは、学科 副参事昇格試験不合格との間に相当因果関係はないものといわざるを得ない」。 論文試験の各得点が低く、受験者中最高の人事考課得点を加えても、 合格最低点に達しない。

な Xらの主張する副参事昇格の年功的運用の実態は、 昇格試験制度の導入、 経験年数の増加は合格率向 上に

(若干の検討)

与すること、等からも認められない。

既に決したものとも言える。そしてこの場合、 のとも考えられるから同じ事がいえる)。 しかし、それ以外の理由とで十分条件的因果関係が競合する場合、 による不当労働行為の成否を、 そのものを変更したことが、結論を違えた最大のポイントと言えよう。 (留保として挙げられている筆記試験が名目的、 不公正な場合等は、 二審は、 原審の示した賃金制度ごとの一般的な判断基準については支持している。 一応は、 査定差別と不昇格措置間の相当因果関係の有無で判断することを認めつつ、 その意味では、 本件で用いられた「相当因果関係_ 本件は後段での競合する十分条件的因果関係の認定により 結局、競合する因果関係の存在自体を否定するも 原則その存在自体を否定する立場を採っている すなわち、二審は、 概念のうち、 その上で、 審査対象となる査定差別 十分条件的因果関係 原審の因果関係理

したこと(一審③、

二審

(:三) に関連)、

等が挙げられる。

定されている。

ら正当な格差と評価されている)、(iii) $\widehat{\mathbf{i}}$ 意味を持つの その判断要素は通常の全体的査定差別事案における大量観察方式との平仄を回復されることになる。 本文②と不昇格措置とに十分条件的因果関係の存在までは認められない場合、 が ほ 競合する場合の法的価値選択としての趣旨は、 ぼ同様だが 結果として、 組合嫌悪をうかがわせる事実、 は、 (但し、 その趣旨は、 審の示す第三類型に該当し、 原審とは異なり、 審 îi (若干の検討) 芝労組組合員との間の能力実績の同等性、 îi 芝労組組合員との間の査定格差の存在、 は、 既に消失していることになる。 人事考課とそれ以外の評価項目との比重が同程度で、 前述の新規商品対応技術の未習得による能力及び知識 の相当因果関係に関する分類で示した②の趣旨に近くなるから、 に限られることになる。 しかも、 が認められたところまでは原審と の要素が明言され、 相当因果関係による審査 即ち、 なお 結 論的には否 の 先ずは、 相 ず か 遺等か れにせ つ 一 審 が

ポイントとしては、 習得を指摘したこと(一審②四、二審 標達成度の低廉さを指摘したこと かし、二審は、 原審も認定した労使対立によるX組合員の能力開発意欲の希薄化に加え、 それにとどまらず、 (一審(2)d)、 iii 審査対象の相当因果関係の判断要素に関 に関連)、 一審 iii 営業担当地域に応じた目標設定を積極的に評 に関連)、 原審の認めた表彰等の実績に関する評 でする事実の認定も違えている。 新規商品対応技術 価 X₃ らの |価を削 主な の 未

格差、 れている。 また、 の 通常の大量観察方式については、 存する場合、 しかし、ここでは第一に、本判決が原審判断のどの部分をとって大量観察方式による不当労働行為の推定 X組合員と芝労組組合員との間での同方式による不当労働行為意思の推定は不適当、 原審を否定する趣旨で、 α 業務能力等の格差、 β 組合員数 と明言さ 0) 圧 倒的

に、

ここで示された格差は、

あくまで労使関係の対立、

にもかかわらず、格差という結果だけを採って、

ろうか。

やはり、

本来は、 はともかく、(α)については、若干検討の余地がある。 な集団形成等の特別な事情のない限り、 に倣っていても、 大量観察方式の採用を否定している。 である。 審による相当因果関係の判断は、 第二に、 原審が示した相当因果関係の判断要素全てを指していなければおかしい。 か明らかではない。 本判決は、 あくまでそれとは異なる、 相当因果関係の判断に当たり、大量観察方式に倣った判断枠組みを採用しつつ、 判断要素こそ似ているものの、 前掲の②@のみを指しているようにも見えるが、 ということは、 ほんらいこのような要素を大量観察方式適用の前提に置くべきではな ということである。 本判決の相当因果関係判断枠組み全体も、 先ず、 詳細は後述するが、低査定を受けた者による恣意 以上を踏まえ、 大量観察方式としてなされたものではなかったはず 改めてその本旨を検討するに、 しかし、先述の通り、 同方式の判断枠組みからすると、 やはり大量観察方式 別 β 次

特に論難する必要はないであろう。 が実質的 本判決で、 に労働者 (申立人) 対象因果関係の相当性判断に当たって、 側に課されていることが気にかかるが、これは大量観察方式には直接関わらない 一審同様、 前記 (i)(ii)に加え、 iii の立

その理由によっては、ここでいう業務能力の同等性は擬制されるべきではなかろうか。

大量観察方式の適用を初手から否定するのはいかがなものだ

しかも使用者側の有責性を払拭できない事

格者增加) なお、 おそらくは は年功制とは 審の前掲1○①に関連して、年功序列制の判断基準として、経験年数増加による合格率向 1) えないとされていることも注目される。 Ŀ (昇

労働委員会の裁量に関しては、 以上の判断に基づきス゚らに関する委員会の判断を支持した他、 各救済対象者に適用

柄が

原因となっ

は に、 される法二七条二項所定の除籍期間の解釈に関わり、 ては委員会判断を尊重する従来の姿勢を変更するものとは思われない。 不当労働行為の成否に関する法解釈を司法審査対象とし、 その裁量を尊重して委員会による再度の判断を求めた原審判断を修正する、 それが委員会の裁量を入れる余地のない問題であることを理由 成立した不当労働行為に対する具体的な救済方法につ 等の判断を行った。 かし、 これら

(3)国民生活金融公庫事件 (東京地裁平成一二年二月二日判決 (労判七八三号一一六頁))

識層」 X 側 労批判層 年のスト、 立が生じ、 6 公庫労働組合 〈事案の概要〉 側は、 部は、 が 增 四 五三年九月に全国活会、 執行委員長、 (以下 四〇年の職務給反対闘争、四二年の環境衛生金融公庫設置反対闘争、 加 オンライシフト闘争、 八年には支部の体質改善指示、 X (昭和六一年時点で約三四○○名。 五五年国金労定期大会では、 良識層」 (国民生活金融公庫:原告) 本部役員となるなど、 と呼; 称 五九年七月には発展会を結成、不当差別是正を要求する等、 五〇年以降の増員闘争、 誕生への期待が表明され、 五六年、 労資協調路線が採択され、 活動の中心となってきた。 では、 以下国金労と呼ぶ) 五九年には管理職対象会議での参加人らに関する指示を行う等、 昭和三二年頃から補助参加人ら一九名 等、 その後本部闘争方針に反発が生じ、 活発な闘争が繰り返されていた。 組合員で全員が全国活会、 他方、 参加人らが反主流派となった。 四六年頃にはX労務担当理事より国 四四~四六年頃の賃上げ闘争、 $\widehat{}$ 対抗姿勢を見せていた。 この 名除き国民生活 発展会会員) 支部レベルで 間 対する参加人 参加· との 人ら 四九 金 「良 0

通し号俸制を基本とする年功型体系であったが、 四〇年七月、参加人らの反対を受ける中、 対抗策を講じてい

た。

Xの賃金制度は、

従来、

は する意見等を記載)」 構造になっていた。昇格手順は、 定し、これを「評語、 職能給制度に変更された。 次年度以降は (人事部長) 複雜度 れた者について行っていたが、 定期昇給とは別に、 困難度)」+ ⇒⑶総裁による決定 人事考課による等級 を人事部長宛に提出 昇給号数対応表」に照会して各等級内での号数上昇をもたらしていた。 「責任度合」に対応して初期設定されていた。 「能力」 同制度下での基本給= + (1) (総裁)、 最小在級年数、 (一~六等級の六段階) 「適性」+ 「勤務成績内申書」+「勤務報告書 との手続に拠っていた。 (所属長 「勤務成績」 標準在級年数、 本俸は、 (支店長)) +号俸 初任給高卒六等級初号、 を総合勘案し、 ⇒②提出書類を勘案し、 成績要件があり、 (各等級毎に八号) で決定され、 定期昇給は、 (昇格の是非に関する評定結果+ 直近上位等級の これは、 大卒五等級初号、 人事考課結果により成績評 昇格対象者をリスト 職 上位に行くほど差が 務遂行能 個々人の昇格 等級は を原則として、 力保有を認 -将来性 職務内容 (昇級 ア 語を決 付 に 関

は Ų 昭和六〇年三月までは旧人事給与制度が採用され、 必要等級充足者から選抜し、 両者合わせて全職員の約三割を占め、 発令。 任用基準は 役職対等級の関係は 「役職位任用基準」に記載されていた。 等級は所属長クラス、二・三等級は役付職員クラス、 「役職位と等級との対応表」 に記載されていた。 に対応 任 用

職務遂行能 補佐する職務遂行能力に達して 調査役に対応する特四等級が設置された。 として新人事給与制度が採用され、 六〇年四月以降は、 力の保有を認められた者につき、 ①定年延長に伴う給与財源確保、 11 る者の中 職員の等級分類を従来の六段階から八段階に変更。 うち特四等級者は、 から選考する方針が採られた。 そ「の中から選抜して」昇格する制度への変更がなされた他、 ②調査役 四等級者のうち高度な判定的業務、 副調査役とい 昇格 (昇級) つ た役職の につい 課長に対応する特三等級、 割合増. ては、 課長及び調査役を 加 直近上位等級 対策、 等を契 部自 副

た。

昇格制度の廃止等が行われた。 また、 同一等級内の定昇額 (号俸間格差) が、 従来の同額から上位に向かって逓減

る 制度へ変更され

達してい 年高卒同期入社者の四等級ないし特四等級昇格者も、 な お た。 大卒同期入社者の三等級昇格者は入庫一八年以降、 しかし、 高卒者の三等級昇格者については、 部例外を除き、 入庫後相当長い期間が経過しても、 七〇~八〇%に達していた。 昭和六○年四月時点でおおむね七五%以上に また、 その割合が七〇~八〇 昭和三一 年から四二

%に達するということはできなかった。

すが示されている) には、 と四~二等級の者全員が対象とされ、 分野が項目別に評価され、 0 (新制度下では項目毎に五段階評価して総合)、 (性格 % 基礎資料となる勤務報告書、 次に、Xの人事考課は、 分析) C:一%程度、 上位等級への昇格の可否及び時期等が記入されることとなっていた。 「適性」 が 、あり、 D:一%程度、 (職務適性) 昇給の基礎資料、 各分野別に細分化した評価要素 等級ごとに異なっていた。 の 作成に際して行われていた。 等十 所属長 と決められていた。 「将来性」につき五段階評定がなされた。 昇格 (支店長) その割合は、 ・役職位任用の参考資料となる勤務成績内申書、 により、 項目別評価をもとにSABCD また後者では、 (「評価要素説明書」により評語と評価基準の具体的めや 労使の確認事項として、 前者では、「勤務態度」「勤務実績」 必要に応じ次長、 五等級で 新制度下でも制度の概略に変更はなか 課長の意見聴取を踏まえ、 その他、 (次期昇格期) S.: ≡% の五段階の総合評価が下され 「将来に関する意見」欄 及び、 在級五年以上の者 「勤務 能力」 昇格者選定 「性向」 В の三

以上 のような事情の下で、 補助参加人らからの査定差別による不当労働行為の申立に対し、 Y (都労委) は、 平成

四年、 格の可否、 額との差額の支払を命じたところ、 参加人らのうち、 全員についてその成立を認め、 同じく副調査役及び調査役への任用の可否、 大卒者の三等級への昇格の可否、 Xがその取消を求めて提訴したのが本件である。 昭和五九~六二年度につき、 同じく調査役への任用の可否、 についてであった。 同期中位者の役職位及び給与への是正及び既支給 高卒者の三等級及び四等級 本件で特に争われたのは、 の 補 昇 助

〈判旨〉——X請求認容、一部棄却——

・Xによる組合嫌悪の有無について

行ったため、 国金労内で少数派、 成に努めたところ、 活動に対して既に強く嫌悪し、 本件認定「事実を総合すると、 Xは補助参加人らに対しますます嫌悪を強めていったことが認められる」。 その成果が上がり、右補助参加人らの活動方針に同調して行動をともにしていた補助参加人らを 反主流派とするに至ったが、 このような国金労の活動方針を労使協調路線に変換させるためにい X は、 昭和五五年以前補助参加人A、B、Cらを中心として行われた先鋭的な組 補助参加人らがさらに企業告発型の闘争方針を強めて盛んに活動を わゆる良識層 の

・Xの人事制度と不当労働行為の成否について

、年功管理的運用の趣旨と不当労働行為意思との関係について

る 嫌悪とあいまって、Xの不当労働行為意思に基づくものであると推認することができる らがいつまでたっても昇格しないとすれば、 まず、「遅くとも入庫何年までには特段の事情のない限り職員全員を三等級に昇格させるという運用が行われてい 場合、三等級昇格につき、「年功管理的な運用が行われている」ことになる。このような場合には、「補助参加人 特段の事情が認められない限り、 ·Xの補助参加人らの活動に対する (※以上⑴ (三柴))」。

会の手続においては疎明。 昇格してしかるべきであるという事実が認められなければならない」。これには 達したにもかかわらず、 意味で年功管理的 次に、 (1) の 運用とは別に、 な運用が行われていると表現する場合もあろう」。この場合、 昇格しなかったことが不当労働行為となるというためには、 以下同じ。) 三等級へ昇格する者については、 が必要である (※以上(2) その入庫からの年次がおおむね一 (三柴))」。 「職員が、 「次のような事実の証明 前提としてその職員が三等級 三等級へ昇格する年次に 致しているとい (労働委員

前記のように、 補助参加人ら以外の職員については、 特段の事情のない 限り、 時期の差はあるにしても、

最終的には職員全員を昇格させるという運用が行われていることである(※②―1(三柴))。

ば、 意思に基づく不利益取扱い……を推認することができる 次に、 他に合理的な理由が証明されない限り、 補助参加 人らが、 三等級へ昇格した者と比較して能力、 補助参加人らの組合活動に対する嫌悪とあいまって、 (※2)-2 (三柴))」。 勤務成績等において劣らないことが証 不当労働行為 説明され、

構の け 示が前提となるし、 とを推認することができる(※②―3 るときには、 根拠として補助参加人らを殊更に低く評価している事実が証明された場合において、 て能力等を見極めて昇格させるか否かが決定されており 態様及び程度と他の具体的事実とを併せて考えると、 (2)補助参加人らの組合活動に対する嫌悪とあいまって、 2 「が直接証明されないとしても、 実際上社内の極秘文書の存在の判明等の特別の事情が必要である。 (三柴))」。 もっとも、 Xが補助参加人らの勤務実績等を無視し、 X が…… (2) (2) その 3 事実の立証には、 不当労働行為意思に基づく不利益取扱いであるこ ・意図的にそのように低く評価していると推認でき (三柴))、運用上、 使用者による人事考課資料 勤務実績等の無視又は事実の 「しかしながら、 同期同学歴の職員の大 あるい は 長い 虚偽の事 年数をか 実 の 虚

者は、 数をかけているか 悪であることを裏付ける具体的事実を主張立証し、 する実際上の必要が生ずるものというべきである(したがって、 拠を挙げて立証 多数 を無視したり、 (三柴)) が効率的、 は 僚等からも、 事実を立証 当該労働者は、 の者が昇格するという実態が存する場合 その 職員の能力、 ……うかがい知ることができるほど、 したときには、 転換するものではないことはいうまでもない。)」。 (2) (2) (3) (3) 1 (2) (2) 実際的である場合が少なくないであろう。このような運用がとられたとしても、 端的に、 勤務成績が相当劣悪であることを裏付ける具体的事実を立証 - 3 - ①に対応 反証 自分の把握しうる限りにおいてその能力、 のない限り、 (三柴)) すれば足りるものと考えられる」。 (三柴))、 (2) (2) (3) (2) その能力、 職員がこれを否定する根拠を主張立証するという運用 運用上、 ……具体的に明確な根拠が存するはずである。 勤務実績は劣悪ではないと認定することになるから、 同期同学歴職員の大多数が三等級へ昇格する実態がある (三柴)) ……、 まず、 本件に即していえば、三等級昇格者決定まで相当 使用者がその職員の能力、 勤務成績が劣悪とはいえないことを具体的根 昇格していない職員は、 すなわち、 (**2)-3-3-2 職員がそのような 勤務成績が相当劣 このような場合に それが証明責任 (2) 「具体 3 使用 の 同

役任用についても同様。 を命じても、 の昇格基準、 新旧 Xの管理監督権限、 人事考課 両制度における三等級は役職的 権 昇給も同様 0 欠如、 出退 指揮命令権限の系統上、 勤 の 畤 間拘束、 に課長 調査役 等の実態から、 特に支障はないものと考えられる」。 (旧制度)、 「労働委員会が救済方法として調 調査役 (新制度) に対応し、 四等級昇格 査役 調査役は、 副調 の 任 そ 査 用

対応

(三柴))

を検討すべきこととなる。

か

(2) 3

②に対応

(三柴))、

補助参加人らの能力、

勤務成績が相当劣悪とはいえないか否か

(2) (2)

3

③ に

2 Xの人事考課制度について

人事考課制度の整備

「Xにおいては、 その人事給与制度中の: 評価 の手続に関し、 ……より客観的な評価を目指して制度に工夫がされ

ているということができる」。

証拠……によれば、 その 評価 の公正さを担保するために、 以下の制度、 方策等が施されていることが認

められる」。 評価要素説明書• ア 指導観察記録の作成 補足説明書 7 イ 評価の心構え 人事考課実施要項、 (ウ) 評価者訓練 人事考課手引きの作成:Xが作成、 (エ) 昇格・昇級に関する通知 説

担当者に配

7 (毎年の昇給 昇格状況の組合への通知、 CD評価者本人への希望に応じた理由説明) **1** 苦情処理委員会

以上によれば、 Xの人事考課制度は、 その公共性、 客観性を担保するための仕組みが整備されているということが

できる」。

人事考課制度の運用実態について (年功管理的運用の有無)

(1)大卒者の三等級 への昇格について

定 「事実によれば、 Xにおいては、 大卒者で、 卒業年度の 同期の者の中から三等級以上に昇格した者が出た後に

ţ 一等級に昇格せず、 特四等級以下の下位等級に格付けされている者が、 補助参加人ら以外に無視し得ない

は 割合で存在していることが明らかである。 職員全員を三等級に昇格させるという運用が行われているということはできない したがって、Xにおいて補助参加人ら以外の大卒者の職員につき最終的に (※前記(2) 1の不成立 (三柴))。

他方、 ……Xにおいては、 同期、 同学歴の職員の七〇パーセント、八〇パーセントの者が三等級へ昇格しており、

かを決定している実態があるということができる つ、三等級へ昇格する年次が入庫後相当長い年数であり、それだけの期間をかけて能力等を見定め、 (※前記2)-3-①②の成立 (三柴))。 昇格させるか 否

更に低く評価している事実 いて 記21―2に対応 したがって、 (前記(2) ―3―③に対応 補助参加人らは、 (三柴))、又は (※前記②―3に対応 (三柴))と、 (三柴))) 同期の昇格者と比較して能力、 (補助参加人らの能力、勤務成績が相当に劣悪であることが証明されない場合にお Xが人事考課において勤務実績等の事実を無視する等して補助参加人らを殊 補助参加人らが三等級へ昇格する年次に到達してい 勤務成績等において劣らないことを立証するか *****

② 大卒者の調査役への任用について

る事実とを立証すべきである。

数に応じて一律であるとはいえない その両者につい 認定事実「によれば、 同期職員の過半数が任用されているが、「過半数に至った時期はばらつきがあり、 大卒者のうち、副調査役及び調査役への……最速者の任用時期はおおむね (前記2)―1の不成立、 2)-3-12の成立 (三柴))」。 必ずしも勤続年 律……」。 また、

③ 高卒者の三等級及び四等級への昇格について

行われているということができないことはもちろん(※前記②-1の不成立(三柴))、入庫後相当長い年数が経過す がって、Xにおいて補助参加人ら以外の高卒者の職員につき最終的には職員全員を三等級に昇格させるという運用が に昇格した者が出た後にも、 を超える期が少なくなく、 認定 「事実によれば、 Xにおいては、 三等級に昇格せず、 補助参加人ら以外に無視し得ない人数、 高卒者の三等級昇格について、 特四等級以下の下位等級に格付けされている者が、 割合で存在していることが明らかである。 ……卒業年度の同期の者の中から三等級以上 約三〇パーセン した

①②の成立

(三柴))。

な 級に格付けされている者は、 れば三等級に昇格する者の割合が七○パーセントないし八○パーセントに達するという実態があるということもでき (※前記(2) ―3―②の不成立(三柴))。他方、高卒者の四等級昇格については、 昭和六〇年四月一日の時点で、 ……おおむね七五パーセント以上に達していた 特四等級を含めてこれ以上の等 (※前:

(2) | | | |

①②の成立 (三柴))」。

している事実とを立証すべき 応 ことになるから、 取扱いに当たるとされた者は、 3 「したがって、 (三柴))、又は ③に対応(三柴)))Xが人事考課において勤務実績等の事実を無視する等して補助参加人らを殊更に低く評価 補助参加人らのうち、本件命令において、 同期の昇格者と比較して能力、 (補助参加人らの能力、 (※前記(2)— 昭和六〇年四月一日以降の時点であれば、 -3に対応 勤務成績が相当に劣悪であることが証明されない場合におい 勤務成績等において劣らないことを立証するか (三柴)) である」。 特四等級へ昇格しないことが労働組合法七条 特四等級へ昇格し得る年次に到達してい (※前記(2) 号の不利 (※前記 -2に対

(4)高卒者の副調査役及び調査役への任用について

う運用が行われていることを認めるに足りる証拠はない 「Xにおいて補助参加人ら以外の高卒者の職員につき最終的には職員全員を副調査役又は調査役に昇進させるとい (※前記②―1の不成立 (三柴))」。

が いし一七年目の幅の中にあり、 副 調 査役に任用されるに至っ 高卒男子につき、 同期者中副調査役への最速者の任用時期は、 かつ、 た時期も、 全体傾向としては、 同様におおよそ勤続一七年目ないし一九年目の幅の中にある その 時 |期が徐々に早まっている。 ばらつきがあるが、 また同期者中過半数の者 おおよそ勤続 (※前記(2) 五年目な

— 117

同期者中調査役への最速者の任用時期も、 同期者中過半数の者が調査役に任用されるに至った時期については、 同様にばらつきがみられるものの、 勤続一七年目ないし二〇年目の中に その勤続年数に大きなばらつきが

みられる (前記2) ―3―②の不成立(三柴))。

3、Xによる人事考課制度の恣意的・不公正運用の有無について

「確かに、 補助参加人らは、 ……職務給が導入された昭和四一年度以降、 補助参加人Tが二度評語Aを付与されたこ

とがある以外、すべて評語B以下を付与されている……」。「しかし、……中堅男子職員の……五割から六割の者は

補助参加人らがほとんど評語Bを付与されていたことをもって評価の公正性を否定する

右主張は理由がない」。

語B以下である……から、

よっては、補助参加人らを対象としてその人事考課上の評価が恣意的に行われていたものと認めることはでき」ない。 その他の事情 「にも照らすと、Xの人事考課制度の運用実態として、Y及び補助参加人らが……主張する根拠に

大量観察方式からの判断

大卒者の三等級昇格について

「ところで、 ……補助参加人らの役職位 (等級) あるいは号俸は、 昭和五〇年度から昭和六三年度にかけて、 その

同期者中総じて低位に位置づけられている」。

会員として、補助参加人らと同様の活動を行っていた者がいることが認められる」。 「さらに、……補助参加人らと同様に同期者中低位に位置づけられている者のうちには、全国活会あるいは発展会の

「以上の事実に、……補助参加人らが全国活会あるいは発展会を形成して一様に企業告発型の闘争方針の下に活動

る。

前記(2) 劣らないことを立証するか 卒業年度の同期の者の中から三等級以上に昇格した者が出た後にも、 定されず、 無視する等して補助参加人らを殊更に低く評価している事実を立証すること(※前記②―3に対応 ることが証明され 格付けされている者が、 比較対照すべき集団との間において勤務の実績ないし成績が全体的にみて隔たりがなく均一 めることはできな いたことにあることが一応推認されるところであるが、 を行っていたのであり、 3-2の否定 か 反証のない限り、 ない場合において 補助参加人らは、 (三柴)) 以上、 Xはこれを嫌悪していたとの事実を併せ考えれば、 補助参加人ら以外に無視し得ない人数、 (※前記② 補助参加人らが処遇上低位に位置づけられている原因は右のような活動を行って (※前記(2) ―2に対応 右の推認は既に動揺しており、この推認に基づいて不当労働行為 前記のとおり、 3 (三柴))、又は ③に対応 同期、 前記のとおり、 同学歴の昇格者と比較して能力、 (三柴))) 割合で存在していること等の事実が認められる (補助参加人らの能力、 三等級に昇格せず、 Xの職能給制度の運用実態として、大卒者で、 Xが人事考課におい 補助参加人らによって形成される集団 勤務成績が相当に劣悪であ 特四等級以下の下位等級に 性を有すると て勤務実績等の 勤務成績等にお (三柴)) の の 前提が一 成立を認 事実を 1) ***** 7 否

5、補助参加人らが立証すべき事実

補助参加人らのうち大卒者の昇格、 昇給又は調査役への職位任用について

(2)-2に対応 るためには本来は同期の中位者) (1)一等級へ (三柴))、これが立証できないときには、この事実に替えて、Xが人事考課において補助参加人らの の昇格については、該当する補助参加人らが同期の昇格者 と比較して能力、 勤務成績等において劣らないことを立証すべきであるが (本件命令の命じ てい る救済方法を維持す (※前記

実 成績が相当劣悪とはいえない事実を立証することも可能である となる事実を立証すべきである(※前記⑵-務実績等を無視し、 すなわち、 Xが補助参加人らを三等級へ昇格させないために意図的に……低く評価しているものと推認する根拠 あるいは虚偽の事実を根拠として補助参加人らを殊更に低く評価している事実その他の具体的 ―3に対応 (三柴))。 (※前記②―3―③に対応 (三柴))」。 また、 端的に、 該当する補助参加人らの 能力、 勤務

- ② 調査役の職位への任用について:①と同様。
- ③ 昇給について:①に準じる。
- (\Box) 同じく高卒者の昇格、 昇給又は副調査役若しくは調査役への職位任用について
- ないことを立証すること (2)(1)特四等級 「三等級への昇格については、該当する補助参加人らが同期の昇格者と比較して能力、勤務実績等において劣ら への昇格及び副調査役への職人任用について:台印と同様。 (※前記②―2に対応 (三柴)) ができるとすれば、実際上はこれが唯一の立証方法となろ

う。

調査役への職位任用についても同様である」。

- 不当労働行為成立を前提としたYによる救済措置 (3)昇給について:台印と同様 (同期中位者の役職位及び給与への是正) の合法性
- 行為が成立する」ので、「右不当労働行為事実と、Yが本件命令において命じた救済措置との関係を検討する」。 補助参加人らのうち、三名「については、労働組合法七条一号の不利益取扱い及び同条三号の支配介入の不当労働

使用者に対して再査定を命ずる方法と是正すべき格付を具体的に命ずる方法とが考えられる。 般に、 昇格 ・昇給に関する差別の不当労働行為が認定される場合、 労働委員会が採り得る救済措置としては、 このうち後者の方法に

は

次の通り。

る。

明 期 為 取扱いをした事実 生等が要件となる旨を規定していないから、 中位者と同等の格付をすることも適法であると解するのが相当である。 3に対応するような場合「には、 関しては、 の成立要件そのものではないと解するのが相当である」。 (訴訟においては主張立証)を要するが、それをもって足り、 同学歴の職員の能力、 使用者の査定権 (不利益な取扱いがされたというためには何らかの不利益の結果が生じたことを要する……) 勤務実績等が明らかにされていない限り、 (裁量権) 補助参加人らを三等級へ昇格させるべき時期及び格付に関し、 との関係が問題となるが、 同号違反を肯定するには、 ……生じた実害の具体的な内容・程度は不当労働行 本件の三等級への昇格についていうと」、 労働委員会が裁量により同期、 労働組合法七条一号は、……文言上損害の 使用者が不当労働行為意思をもって不利益 比較の対象となる同 同学歴の 前記 職員 の疎 (<u>2</u>) 発

不当に低く格付けしたこと も同等の格付をされるべきであったとして救済措置を執ることもその裁量権の範囲内であると解するのが相当であ 以上を前提に、 前記補助参加人ら三名について検討する」と、いずれも「Xが人事考課上殊更に低く評価し、 (※前記⑵ ―3に対応 (三柴)) に基づいて考えると、 Y が、 ……同期中位者と少なくと

(若干の検討)

別事件と言えよう。 0) 属性を持つの 本件では、組合内の一 で、 但し、 全体的査定差別事件に近い性格を持つとは言えよう。 部の者についてのみ査定差別が主張されているので、本来的には部分的ないし個別的 全員が同じ組合の組合員で、 かつ全国活会、 発展会といった活動団 示された賃金制度ごとの一 体の構成員とい 般的判断基準 ・う共通 査定差

功管理的運用」 合」とほぼ同旨と考えられるが、一定期間の猶予が与えられている点などで異なると思われる 働行為を推認させる、 そ の 第一は、 「遅くとも入庫何年までには特段の事情のない限り職員全員を……昇格させるという運用」、 が行われている場合で、 とする。 これは、 この場合の適当な時機における不昇格措置は、 芝信金事件 一口審判決の言う「給与年齢による自動昇格制が採られ 特段の事情なき限り、 (1)即ち てい 不当労 る

な事実の 前提としてその職員が……昇格してしかるべきであるという事実が認められなければなら」ず、それには以下のよう れていると表現する場合」である。 証明が必要である、とする 昇格者「については、 その入庫からの年次がおおむね一致しているという意味で年功管理的な運用が行わ この場合、昇格年次に達した職員の不昇格措置を不当労働行為「というためには、 (2)

わ るもの、 時期の横並び自動昇格を前提としているのに対し、 全員を昇格させるという運用が行われている」場合 れる。 「補助参加人ら以外の職員については、 と思われる。 その意味では、この条件の充足が否定されれば、 特段の事情のない限り、 この場合は、 (22-1)。これは前掲(1)と見分けが付き難い 時期の差を前提とした結果的な全員昇格を指 即ち(1)の成立も否定されることになる、 時期の差はあるにしても、 が、 最終的には (1)は、 ほ と思 7 職 ぼ 同 員

足りるもの、 明され」 次に、 なかっ 補助 と考えられる。 加 た場合 人らが、 (2) (2) (2) (2)昇格者と「能力、 具体的な適用場面を見る限り、この場合の② 勤務成績等において劣らないことが証明され」、 ―1との関係は、 「他に合理 いず れ 的 かの充足で な 理 由 が

さらに、 (2)2 「が直接証明されな」くても、 使用者側 「が補助参加人らの勤務実績等を無視し、 あるいは

て、

際的 務成績が相当劣悪であることを裏付ける具体的事実」をもって反証 کے 歴者の大多数の昇格実績 認 実 事 ることが多い できる」 ・実を根拠として補助参加人らを殊更に低く評価している事実が証明された場合において、 の には、 は、 虚構の の具体的根拠による立証 場合 一まず、 態様及び程度と他の具体的事実とを併せて考えると、 ので困難。 $\widehat{(2)}$ 使用者がその職員の能力、 3)° しかし、 $\widehat{(2)}$ もっとも、 (2) -3 -3 -1)3 労働者側からは、 2 その証明には人事考課資料が必要で、 ③自己の把握しうる限りでの、 勤務成績が相当劣悪であることを裏付ける具体的事実を主張立証 がなされれば良い。 (1)長い年数をかけた昇格者の見極め X が … (2) 3 他方、 「その能力、 意図的にそのように低く 使用者側からは、 実際には使用者側がそれを保有して 3 2 勤務成績が劣悪とは することになる。 (2) 3 勤務実績等の無視又は 「その職員 評価してい (2) 同 そして、 の いえな 能 期同 九 実 勤 事

(2)職 前者の成立を意味するが、 員 そして、 、がこれを否定する根拠を主張立証するという運用 ①②③及び②―3の関係は、 その具体的判断では、 前者が直接立証される場合には、 先ず、Xの人事考課制度自体の公共性、 後者が成立しなければ前者は成立しない、 (2)-3)」を推奨する。ここでの表現から察すると、 後者の成立は必ずしも必要ない、 客観性担保の仕組みを前提として認めた上、 というものではなく、 というものと思われ 後者の成立は (2)

その 要性が示唆されてい 立を否定した上、 年 功管理的運 の不成立 (2) 足用の る。 3 前 有無 次に、 示の通り、 ①②の成立を認めている。 につい ②大卒者の調査役への任用については、 て個別に検討している。 これは(1)の不成立も意味する) よって、 残る(2)―2、 (1)大卒者の三等級昇格については、 ح (2) 判示の趣旨が必ずしも明 3 又は(2)—3、 ①②の成立とが示唆されており、 又は(2)-確 3 では (3) の な 1) 立 が 証 従 おそ 0 必

先ず、

前記(2)

1

の

成

その余の必要な立証事項も①と同様に示唆されている。また、③高卒者の三等級及び四等級への昇格については、

の

上この点へ 必要性が示唆され、 が まず三等級昇格について、 ては、 示唆されてい 両者について②―1の成立が否定され、 (1)と同様の立証の必要性、 3 判決の言及は見あたらない。 ②の不成立が示唆されているもの、 る。 結果、 調査役任用については、 三等級昇格については、 (2) 1 (2) が示唆されている。 次に、 本来22-2の立証が可能性として残されるはずだが、 ②の不成立が示唆され、 と思われる。 副調査役について、 ②-2の立証のみが可能性として残されること、 最後に、 結果、 (4)高卒者の副調査役及び調査役任用につい 次に四等級昇格につい 副調査役任用につい (2) ①②の成立、 ては、 ÷ ۲ 調査役については、 (2) 3 少なくとも掲載誌 (1)と同様 四等級昇格に ①②の成立 ては、 0 立 証 先 お 0 つ

昇格 時期 級 同期同学歴者の を示し得てはい 論的に不成立))、同期同学歴者中、 の か否かを述べ 発生時点での不昇格・ このように、 しかし、 の の 昇進時期の一律性の存在と同じく過半数の昇格・昇進時期の一律性の欠如を示したり(大卒者の調査役 昇格 律性の欠如を示したり 例えば、 (結論的に不成立)、 たり 相当期 ないように思われる。 おおよそは、 (高卒者の副調査役及び調査役への任用 重要な(2) 間経過後の昇格・昇進割合を示したり(大卒者の三等級昇格 昇進者の有無及びその割合を示したり ―1の成立・不成立に関する具体的判断にあたって、 前示の一般基準に沿った判断がなされているものと思 (大卒者の調査役への任用 高卒者の四等級への昇格 最速昇格・昇進者の昇格・昇進時期の一律性の存在と同じく過半数の昇格 同様に、 ②-3-②の成立・不成立に関する具体的判断に当たっても、 (結論的に成立))、 (結論的に不成立))、と必ずしも一 (結論的に不成立))、 (大卒者の三等級昇格、 同期同学歴者中、 同期同学歴者中、 判決では、 わ (結論的に成立)、 れ 高卒者の三等級への昇格 る。 貫した具体的 端的に要件に合致する 最速昇格 最速昇格 高卒者の三 昇進 端的に 昇進 断 の 昇進 (結 任 者

思われる。

昇格 の 用 昇格 (結論 昇任者の昇格 昇進 的に成立))、 時 期の おおよそ 昇任時期のおおよその一律性の存在と同じく過半数の昇格・昇進時期の大きなばらつきの 同期同学歴者中最速昇格 <u>の</u> (結論的に不成立))、といった一貫性の欠如が見られる。 律性の存在 (高卒男子の副調査役への任用 昇任者の昇格・昇任時期のおおよその (結論的に成立))、 律性の存在と同じく過半 同期同学歷者中 存

(高卒男子の調査役への任用

()真 る責任がある、 を不当労働行為認定するためには、 適用の下で審査を行っていること、 差別事件には当たらず大量観察方式が用いられていないこと、 会命令の当該部分を取り消した紅屋商事 また、 等₍₂₂₎ との ここでもう一点、 整合性が問題となる。 との立場をとり、 特筆すべき点として、 大量観察方式により不当労働行為認定して主任職などへの格付けを命じた労働委員 当該組合員の側で他の昇任者との能力実績の同等性に関する積極 が挙げられる。 本件では、 (昇格格付) 資格と役職とが対応表によって連動していること、 判決が、 これは、 事件青森地裁昭和六一年二月二五日判決 昇格についても昇進についても同じ判断基準を示し、 昇進に関する使用者の人事権を尊重し、 等から事案が異なる、 等の事情が影響しているもの (労民集三七巻一号七 また、 役職への不昇進 的事実を立 全体的 そ

者中、 事実 う前 前示のように、 次 が立証される限り、 を認めた上で、 相 対的に低位な位置づけ 大卒者の三等級昇格 ここで前記(2) ③補助参加人らの形成する集団と比較対照すべき集団との間 査定差別による不当労働行為を一 に関する大量観察方式からの判断を見る。 3 (+同様の ②の成立が否定されていることを理由に、 | 闘争的活動に従事した者の同様の位置づけ)、 応推認できる、 ここで判決は、 としている。 推定が覆されている、 0 勤務実績の (1)補助参加· ②Xによる組合嫌悪を示 しかし、 全体的 人らの 結論的に判 と判断。 な均 同 期 残る(2) 性とい 同学 決は、 歴

からである。

2

(2)

―3の立証

の必要性を示唆してい

的立証 申立 に不当な作為があるとも思われない。 を図ろう、 る。 人らが集って申立人となって、 成員の数、 を括る基準が 性であるから、 U 人側に立証が委ねられる場合もあり得る。 確かに、 かし、 が困難なことを前提に、 という制度のはずである。 属性等について初期的に一定程度の等質性を整えておく必要はある、 前述の菅野整理に従えば、 悪成績の者ばかりが集まって査定差別を訴えることを阻止する趣旨からも、 不明確な場合には、 そのような趣旨であると思われる。しかし、そもそも、 査定格差や申立組合に対する弱体化策動といっ 同期同学歴者間の比較に基づいた訴えをなしていることが伺える以上、 あくまで比較の前提として、 ここでは、 よって、 (3) は本来、 ここでも、 たとえ「全体的な均一性」という事柄とはいえ、 詳細は不明だが、 補助参加人らの①②に関する疎明を受けた使用者側の反証事項であ 補助参加人らに求められているのは、 集団間の勤務に関わる能 会社側の策動によって反主流派となった補 大量観察方式とは、 た間接証拠をもって、 と思われる。 力実績の 比較対照となる集団間では、 ③のような事項の その意味で、グループ それを補助参加· 与均一 あくまで全体的 差別意思 特に集団 性」につい 助 の 形成 直 推 加

な 生時点での不昇格 は号俸における全体的低位性 () 問題 仮に本判決のこの部分に関する判断枠組みを認めるとしても、 は 集団間の全体的な格差の正当性にあるはずであり、 昇進者の有無及びその割合から、 (全体としての相対的低位性) 全体的査定差別の推定を覆していることも論理的に納得が を認めながら、 最速昇格• 最初に補助参加・ 同期同学歴者中の最速昇格 昇進者との比較とは関 人らの役職位 わらない (等級) 昇進者 はずだ あ る 1) 0

側の初期的な立証事項とすることは、

大量観察方式の趣旨を没却するもの、

と考えられなくもない。

判断で、 断を尊重する従来の方針の延長線上にある。 労働行為の成否に関する法解釈を司法審査対象とし、 学歴の職員 0 対象となる同期、 労働委員会の裁量については、 (2)の -3のように能力実績等の同等性が直接立証されず、 中位者と同等の格付をすることも適法である、 同学歴 の 職員の能 不当労働行為に対する救済措置に関し、 万 勤務実績等が明らかにされていない限り」、 特筆すべきは、 成立した不当労働行為に対する具体的救済方法につき委員会判 として、 是正すべき格付けの具体的命令がなされる場合に関する 間接証拠から差別意思が推認される場合にも、 紅屋商事救済命令取消事件で先述した一律的 詳細が述べられている。 委員会は裁量により同 その基本は、 、「比較 期 不当 同

直接的是正命令を認めていることである。

裁量の れ ていないこと、 これは、 同 よる実害の内容や程度が定められていない以上、 趣 ここで判決は、 追 注目される。 及び役職 範囲内であり合法、 が 例えば、 述べられてい (昇進) さらにその趣旨として、 実際には査定差別の程度がわずかであったとしても、 その理 について、 る。 一由として、 との趣旨と思われ、 委員会の救済命令は原状回復の趣旨に制限されるとは限らないことを示していると思わ 比較対象とされた同年同期入社者の業績等を基準として具体的指示を行っ 第一に、 労使関係の特殊性と労働委員会による裁量的判断の必要性、 労組法七条一号では不利益取扱いによる実害の内容や程度は要件とされ 後掲の朝日火災海上事件判決が、 場合によってそれ以上の内容の救済を命ずることも、 法七条一 号違反の成立要件に不利益取扱 対象労働者らの職能資格格付け を挙げている。 労働委員 た際にも

1)

〈事実の (4)中労委)概要〉 本件X (朝日火災海上) 事件 (会 社: 本件 α事件原告、 (東京地裁平成一三年八月三〇日判決 β事件補助参加人) は、 昭和二六年に設立されたが、 (労判八一六号二七頁)) 以降経営状態

になり、 が悪く、 特に五二年に約二○億円の経常損失見込みが発覚してからは、 組合側との激しい対立が生じていた。五四年二月にはXより労組に対し、 合理化実行計画、 ①賃金制度改訂、 組織改正等を実施するよう ②退職金制度の

実力主義化、 ③定年年齢統一 的引き下げ、 等につき提案があり、 労組が反発、 闘争の外部拡大化方針をとっ

月、X営業本部長より労組を牽制する文書が発表され、 労組の方針に反対する署名推進活動が勃発 (署名推進 派

の 誕生 以下、 同派をB派、 執行部派をA派と呼称))。 五五年六月のX支部臨時大会では、 B派の送り込み工作によ

行部役員も半数近くをB派が占めるに至った。 同派が代議員の半数近くを占め、 九月の第四三回定例支部大会では、 しかし、 同大会前後の職制の言動につき、五六年九月に都労委より支 運動方針について代議員の見解が割

配介入認定がなされ、 救済命令が発せられた。 一一月の第四五回定例支部大会では、 委員長と執行部役員の過半数が

B派となり、労組内でのAB両派の対立も激化した。

年年 全員がB 長からの 懸案の 齢 統 派で構成されることとなった。 敵対的文書の発表、 前記提案事項につい 的引き下げ及び退職金制度改定に関する合意、 ては、 職制による代議員選出への介入、 五六年七月の人事諸制度改定に関する大筋合意、 を経て相応の解決を見た。 等は継続し、 九月の第四九回定例支部大会では、 五八年五月の代償条件下での定 しか その後も前記営業本 役員

月二名、一〇月一名、 なお、 この間、 五四年九月のTに対するものを皮切りに、 五八年四月四名、八月一名、一二月二名、と2ら(労組組合員一九名:本件 α事件Y補助 五五年八月一名、 五六年四月三名、 五七年四月二名、 参加

第三は、

五六年度から採用された職能資格制度で、

同制度の本来趣旨を体現し、

役職に関わりなく、

八、β事件原告)に対し、盛んに配転が行われてきている。

他方、Xの人事給与制度は、時系列で四段階に分類される。

ほ

ぼ純粋な年功序列型賃金制度であった。

第 は 昭和四三年度まで採用されていた制度で、 学歴、 入社年度に対応する 「標準年齢」と役職を基本とする、

ど上位) に自動昇類制が採られ、 ほ ぼ年功的な制度と言える。 までに区分された 四三年度から 実施された制度で、 人事考課制度でも、 「類」ごとに、 「標準年齢」に応じて本俸額が決定される制度。 社員資格基準と呼ばれる職能資格基準により一~七以上 よほど問題のない限り、 八~九割がB評定に集中する決まりとなって うち、 六類までは基本 (数の 大きい

他 人給」 の向 社長の決定、 類以上)、 類では、 より構成されていた。 、類で最短在留年数が設けられてい 上に合わせて上位 毎年一月~一二月までの考課評定結果を反映して決定されていた。 部分七割と、 人事課長の申請と人事部長の決定、 制度導入段階で、 という手順で決められていた。 毎年一度の人事考課 昇類の基本的要件は、 類 旧一〜七類は、 に昇類させる制度として導入された。 た。 (A~Eの五段階) 定期昇給は、 新一 比較的上位の六~九類では、 但し、 滞留年数と人事考課と昇類推薦書によっていたが、 一〜八類に自動的に移行された。 一〜五類での昇類では、 本人給が年齢別であることから毎年一 に応じ類の中での号俸が昇号する「職能給」 類の区分数は従前よりも増え 人事考課は、 人事部長の申請と役員会による調整に加え、 最長滞留年数による自動昇類があり、 給与体系は、 (1)業績、 基本的に年齢別 (2)能力、 歳分は定額昇給した 比較的下位の二~五 (少なくとも (3)執務態度、 部分三割に の S 本 九

的

職務遂行能力

 \mathbf{E} 三分野 昇給、 iii 基準書に即し、 なるようにする。 の三分野から成り、 を行い、 指導統率力、 昇類、 Ø) 詳細は以下の通り。 昇格、 五段階の総合評定を実施。 各仕事について五点満点の評定値を出し、 ②能力評定:類ごとに設定された五種類の要素ごとに、 iv 職能給) 従前のようなB評定への集中はなくなり、 企画力、 他 ①業績評定:仕事の種類とその具体的な仕事内容 評定に関する詳細が明確化された。 v 折衝力、 例えば、 が挙げられ、 第五類の能力要素としては、 仕事の割合(パーセント)を乗じて合計が最高五○○点に 第七類の能力要素としては、 評定者、 但し、 被評定者区分、 能力評定基準書に即した五段階評定 評定ランクの分布制限は設けられていた。 (達成基準) i 情報関連知識、 評定の反映対象 i 等が挙げられた業務行動 決断力、 ii (賞与、 ii 判断力、 Â \{ 組織

定が れぞれ反映されてい 績評定のみが行われ、 7 点」という名の内容の具体化と、 て、 れていた。 化 能力、 営業本部長、 i なされる。 iii 責任感、 ③執務態度評定: 問題解決力、 しかし、 担当役員、 ii た。 年度前半半年間の評定結果が一二月賞与に、 三種の評定割合、 総じて、 積極性、 iv 社長による全体的調整を受け、 能力評定と同様の評定を執務態度評定基準書に基づき行う。 年功的要素を払拭はできないものの、 それらに応じた評定基準例が設定されていた。 管理企画力、 iii 協調性、 第 次、 v iv 第二次考課者の評定の斟酌割合は不明。 説得力、 規律、 人事部の意見が付された上で、 $\widehat{\mathbf{v}}$ が挙げられ、 節約観念、 年度後半半年間の評定結果が翌年六月賞与に、 従前の制度に比べれば、 それぞれについ が挙げられ、 以上は、 第 基準書では、 それぞれについ て、 常務会で五段階の最終決 なお、 次 評定基準例 評価を相当程度反映 賞与評定では、 第二次考課者を経 考慮要素とし て が設定さ 「着眼 そ 業

第四は、 昭和六一年度から導入された新職能資格制度で、 職能給体系が一 般職と管理職に分けられ、 管理職 では年

た昇類制度になっ

たものと言えよう。

(本件命令)

を発令した。

が多数見られる。

考課の] 時に導入された新人事考課制度では、 あるが、 齢対応の本人給が廃止され、 反映度合が増加 職能給のウェイトが上昇し、 じた。 また、 四区分の職能給 管理職と一 本人給の年齢間差額も縮小化された。 評定分布制限が廃止されていた。 般職代理格については滞留年数による自動昇格制度が廃止された。 本の構成となった。 般職でも、 総じてかなり評価を反映した昇格制度にな 必然的に、 本人給と五区分の 定期昇給でも管理職 職能給の構成では では 同

なお、 Xには、 昭和 四 远 |年以降、 労使同数構成で昇給、 昇類、 人事考課に関する社員の苦情を受け付ける苦情 処

委員会が設置されている。

たものと言えよう。

給考課や賞与考課において、 職能資格 そして、 か 職 Zらの処遇実態を見ると、 位 .が相対的に劣っている。 第一・二次評定でCかDの評定なのに、 昭和六一 また、 Zら中数名をサンプルとしてみると、 年度以降の役職 上の管理職は一 最終評定結果が最低ランクのEとされている例 人もなく、 新旧両職能資格制度下の定期昇 同年同期入社者との 対比

び職 当時 令(24) 令 介入該当性、 そこでZらは、 (本件初審命令)、 位 の 言動の支配介入該当性、 につい を主張し、 ての査定差別による不利益取扱い、 平成元年一二月、⑴XによるZらに対する昭和五六年~平成三年の賃金、 一〇年一月、 不当労働行為救済の申立を行った。 ③時間内組合活動休暇の不承認の不利益取扱い該当性、 中労委は本件初審命令を一 労組に対する支配介入該当性に加え、 平成八年一 部変更したが、 月 都労委は申立をおおよそ認め救済 不当労働行為の成立は認め、 (4) Zら中 ②X職制に 賞与、 七名の配転の支配 職能資格格付け及 よる組合定例 再審查 命令発

α事件と、 本件は、 Y Zらが (中労委:本件α事件被告、 α事件に関して別個に提訴したβ事件の両者を合併した事件である。 β事件被告)が発した本件命令に対してX (会社) が司法審査を請求した

ここでの争点は、 先ずは以下の争点全ての前提として、 (a) 労組内のAB両派の存在及びZらの A派所属に関するX

の認識 (b)前記(1)の他、 (c)前記(2) (d)前記(3)、 (B昭和五七~五八年のZら中八名の配転の支配介入該当性、 といった

(b)を取り巻く不当労働行為の成否、 (f)昭和六二年度以前の救済申立の労組法二七条二項違反該当性、⑤賃金、賞与の是正に当たりなり巻く不当労働行為の成否、⑥賃金、賞与、職能資格格付け、職位に関する救済命令のあり方 以上、 α事件)、

また、 資格格付け及び職位を考慮すべきか否か(以上、 β事件)、等であった。 賞与の是正に当たり是正された職能

〈判旨〉———Ⅹ請求棄却——

・争点。こついて

第四三回定例支部大会開催時点では、 AB両派が存在すること、 支部役員選挙ないし分会代議員選挙立候補 著 0 所

属グループは明らかであり、 労組の動向に多大の関心を寄せていたXも、 その限りでは組合員の区別を認識していた

と推認するのが相当。

争点のについて

|営業本部長という要職にある」者による批判文書の作成、 職制による代議員選出への介入、 が明らかであり、

れらは「A派なるグループの組合活動を阻害するものということができる」。

所長やB派所属組合員によるものも、「Xの経営者の意を体して行われたものと推認するのが相当である」。 それらは 「X内での統 一された意思の下に行われたものとみるのが自然であり、 これらの言動等は」、 課

--- 132 --

行為に当たる。

これらは、「使用者側に許された言論の自由の範囲を超え……、支配介入に当たる」。

争点eについ

に疑問が残る」等、 先ず、Zら中新市場開発担当配置者六名に対する配転は、 「新市場の開発を図ること以外の他の何らかの目的に基づいて行ったものであるとの疑 具体的人選について「Xに明確な方針が ぁ つ た 1) の か大い を抱

ざるを得ない」。

また、Zら八名についてみると、 組合での活動実績、 配転による組合活動への影響、 配転のもたらした実益、 配

争点他につい

時期、

配転前の使用者による嫌悪の実情、

等々から、

八名全員について支配介入の不当労働行為を認定できる。

げられた点も不合理で、 定例支部大会の時期に近接して、 協約で認められている資格者の従前は認められていた労働時間内組合活動休暇につき、 これは彼らに対する不利益取扱いであるとともに、 A派に属する者三名について認めないこととしたものであって、 労組に対する支配介入として、不当労働 他の不当労働行為のあった その理由として挙

争点的について

一同期入社者の間で格付けや賃金に関する号俸等について差が生ずるのは、 それに従った制度の運用がされる限り、 当然の帰結である……。 しかし、 ……それが名目的なものにすぎず、 人事考課に基づく職能資格制度を導 制 入

合理的事情が認められない限り、 度の具体的内容……、 運用の実態が年功的であると認められれば、 人事考課に名を借りた差別であると推認される……。 前記のような差が生じていること……は、 また、 ……制度それ自体とし 特段の

認められない限り、

人事考課に名を借りた差別であると推認される……。

ては一 は 評定者の恣意的な運用が可能であると認められれば、 使用者が当該社員をねらって差別を行う動機や企図があるなどの事情と相まって、 定程度整備されているとしても、 その制度が実は別の目的で運用されているとか、 当該社員が他の社員に比して低位に位置づけら 同様に、 制度の具体的運用 特段の合理的 れてい ぉ 事 ること 情

事考課がされ が おり行われていると認められれば、 実際には他の社員に比して能力が高く、 これに対し、 ているとすれば、 ……人事考課に基づく職能資格制度が一定程度整備されていると認められ、 原則として」、 前 記 の あるいは業績を挙げているなどの事実が認められるにもかかわらず低い人 他の事情と相まって不当労働行為の成立が認められる場合が 差別とは認められない。「しかし、 その場合であっても、 か 7 そ の 運 用 あり得 当該社員 制 度ど

認めるの を加味しており、 人事考課に基づく職能資格制度としての実質を有するものと認めるのが相当」。 昭 和 五六年 が 為相当」。 制度は、 「年功的要素がいまだ色濃く残存してい 昭和五六年制度をより推し進めた形での人事考課に基づく職能資格制度として整備したものと るものの」、 〈事実の概要〉 昭和六一年制度は、 所 掲 つの 限 「より職能的要素 り E お 7

定と調整者による最終評定との間に 能力評定、 つウェイト、 認定事実によれば、 執 務態度評定の評定割合基準の欠如と調整者による恣意介入、 前二段階の最終評定への反映度合等に関する基準の欠如と調整者による恣意介入の恐れ、 Xの昭和五六、六一各年度の人事考課制度は、 「容易には説明のつかない乖離が存」 ①一次考課から三次考課にかけての各評定の持 等の問題点があり、 Ų 「この乖離についての合理的な説明は 現に、 第 ②業績評定、 ・二次各評

使用者であるXはこの推認を覆すために、

Zらに対する低評定がその者の業績、

能力、

執務態度に照らし相当である

のように、

社員であるZらに対する低評定が、

他

の

事情と相まって、

使用者の不当労働行為と推認されるときは、

うかがえない」。 に る人事考課の方法は、 おいて最終評定決定者の主観ないし恣意が相当入り込む余地のある制度であるとみるのが相当である」。 最終評定にかける時間 公平性、 透明性を高めるべく一定の工夫がされたものとはいえるが、 の短さからも、 調整者の恣意が伺える。「これらの点を考慮すると、 なお、 最終評定決定段階 Xにおけ

は、 となるXにおける人事考課制度は、 にまで確立されたものとはいえないと判断するのが相当」。 、Xの人事給与制度を外形的にみれば、 前記のとおり……であるから、 Xの職能資格制度は、 ……Xの人事給与制度のい 職能資格制度として一定程度整備されたものである……。 制度の具体的運用において評定者の恣意的運用を阻 わば根幹をなす制度であるところ、 この人事考課制 しかし、 そ 立程度 の 前 度

はZらに対する不利益取扱い せることを企図してされた恣意的な判断の上に同人らを殊更に低く評価したものとい に疑問が残る上、少なくともその調整をした上でされた最終評定決定は、 評定者であったこと、 V **づきZら**… $\overline{\mathbb{I}}$ (I)業績評定における仕事量決定の曖昧さ、 Zら中三名の管理職から 一 前記争点(c) …の賃金、 (d)e)におけるXの不当労働行為の事実、 等々 賞与、 「を併せ考えると、 職能資格格付け及び職位が他の社員に比べ低位に置かれているのであるから、 であり、 般職への降職措置の不合理性、 か 7 労組の運営に対する支配介入に当たると推認することができる。 Zらに対する人事考課は第1次評定及び第2次評定そのも $\widehat{\mathbb{I}}$ 個別項目 VI の評定と最終評定との乖離に関する合理的説明の これら不当労働行為の当事者たる常務会がZらの最終 に加え、 $\widehat{\mathbb{N}}$ Zらの活動を嫌悪し、 前記の制度運用上の恣意の介入可能性、 わざるを得ず、 その 活動を弱体化 この低 Ō このこと 評価 の 正 欠如 確性 に基 さ

執務態度が劣り、

ことを具体的に立証する必要があるというべきであるところ、これをいう証拠……は、 低評価が相当であると認めるには十分とはいえない」。 ······Zら·····の業績、 能力、

らに、 7 ものに限られており、 休暇及び時間内組合活動休暇の取得「が具体的にどのように業績の不向上に直結したかは、 に熱中するなどしていた、とのXの主張については、①「Xの人事考課において評定期間が定められている……から、 い人格的欠陥が述べられていた、③Zらは有給休暇をすべて消化し、更に時間内組合活動休暇まで要求して組合活動 いないこと、 また、①人事考課では過去の業績や勤怠状況も考慮される、 過去の業績や勤怠状況を当該評定期間の人事考課において考慮することは、 ……Xの人事考課において考慮される要素は、 同様に、 勤務者としてふさわしくない人格的な欠陥の有無などといった側面は考慮要素として挙げられ 勤務日数の多寡もこれに挙げられていないことが認められる」。よって、Xのこれらの主張 日常業務の遂行に際して表れた業績、 ②第一次、 第二次各評定で勤務者としてふさわ 本来予定されていない」。②③有給 能力、 ……明らかではない。 執務態度といった さ

争点低について

認められない。

命じる方法とが考えられる。このうち、 となるが、次のとおり、 使用者に対して再査定を命じた上旧査定との差額の支払を命じる方法と、 一般に、 以下同じ)され、 賃金・賞与に関する差別が不当労働行為であるとされる場合、 他の具体的事実とを併せて考えると、そのことが使用者の当該労働者に対する不当労働行為 使用者が人事考課において当該労働者を殊更に低く評価している事実が疎明 前者の方法に関しては、 使用者の査定権 是正すべき賃金・賞与額の支払を具体的に 労働委員会が採り得る救済措置としては (裁量権) や人事権との関係が問題 (訴訟段階では

会が採る救済方法として十分でないことがあるからである」。

また、本件命令が、Zらに対し、平成三年六月一日における職位について、

同年同期入社者に遅れないように取

1)

適法であると解するのが相当である」。 績等があきらかにされない限り、 意思に基づくものと推認できるときには、 労働委員会が裁量により再査定を人事考課査定の中間評価とするよう命ずることも 当該労働者についての評定に関し、 比較の対象となる同年同期入社者の業

的事情を立証した場合……、 定することができるものと解するのが相当である。 具体的事情を疎明し」 したがって、 同年同期入社者との比較で「救済対象者の業績等が相当劣っていることを示す等、 ない 「場合には、 救済命令は、 労働委員会は、 ……違法となり得るけれども、 もっとも、 判明しているそれ以外の事情を検討して救済措置の内容を決 ……救済命令の取消訴訟において、 Xからそのような立証があったとは 使用者が…… 評定内容に関 いえな する

者の比較対象となる同年同期入社者の業績、 委員会は、 の人事権を不当に制限する救済方法は違法となる。 不当労働行為によって生じた状態を是正し、 な資料を開示しないことにより、労働委員会は、 を受けるものではない……。 他方、昇格や昇進については、 救済措置の内容につき、 なぜなら、 使用者に一定の裁量があり、 例えば最も遅く昇格した者の待遇を基準にしなければならないというような制約 仮に前記制約を受けるとすると、 正常な集団的労使関係秩序の迅速な回復を図るべき立場にある労働委員 能力等を開示せず、そのため是正に必要な資料が得られない場合、 ……救済内容を最低限に抑えざるを得ない結果となるが、これでは、 しかし、「昇格に関して不当労働行為を行った使用者が、 労働委員会もこの人事権を配慮すべきであり、 不当労働行為を行った使用者が是正に必要 救済対象 使用者 労働

— 137 —

はいえない」。

すれば、 ないこと、 扱うことを命じた点は、 本件命令が命じた救済方法が……労働委員会にゆだねられた裁量権の範囲を逸脱ないし濫用したものとまで ③本件命令は ①昭和六一年制度の下での職能資格と職位との対応関係、 「同年同期入社者に遅れないように取り扱うことを命じ」ているのみであること、 ②Xが職位昇進基準を明らかにし 等 「から

(若干の検討)

よう。 とされている。 く全体的査定差別事件に近い。 本件もまた、 しかし、 本判決が賃金制度の性格ごとに示した一般的な判断基準は以下の通り。 申立人らは、 組合内の一部の者が申立人となった事案であり、 全員が同一組合内の対立する派閥の一方の構成員であり、 その故か、 判決では、 菅野整理の示す大量観察方式の判断要素がほぼ忠実に審 本来的には部分的ない 事件の性格としては、 し個別的査定差別事件と言え 査対 限 りな

併せ、 が ら 定程度整備されているが、 あり得る。 ħ (1)ない 制度自体及び運用の実態が年功的な場合。 差別と推認される。 が、 能力· 業績の比較優位が認められる場合、 ③制度も整備され、 その恣意的運用が可能な場合。 この場合、 運用も制度通り行われている場合。 やはり差別的動機や企図の事情と併せ、 この場合にも、 同期入社者間の差異は差別と推認される。 同期入社者間の差別的動機や企図の この場合、 原則として差別 差別を構成する場合 ②制度自体 事情、 は は

企図の に該当する場合(及びおそらく③に該当する場合にも)、「使用者であるXはこの推認を覆すために、 本判決は、 事情も認められ、 本件制度は②に該当すると判断。 「他の社員に比べ」査定格差も認められるから、 判旨所掲の I (IV) 差別の推認を受けるとしてい のような間接的な諸事情から差別的動機や 乙らに対する低 る。 また、 (2)

機

や企図の事情に関する立証ないし反証を待つまでもなく、

不当労働行為は成立しない、

と判断されて

評定がその者の業績、 能力、 執務態度に照らし相当であることを具体的に立証する必要がある」、 としているが、 結

論的に本件 は低評価を相当とする証拠はない、 と判断している。

図 に関 内にあると考えられる。 った後、 これらは、 わる判示と考えられるから、 使用者側に、 賃金制度の性格ごとに、 (c) なお、 iii 判 前節で併せて論じた方が良かったように思われる。 決が別途、 の反証を委ねたもの、 前記(a) X側からの主張①②③に応じて述べている部分は、 ii (b) (i) (iv) と解され、 そう解する限り、 に相当する部分について判断 依然として大量観察方式の枠 このうちc 類型化 iii

芝信金事件 た第 が の公平性や客観性が担保されている、 ②③の判断基準に対応する先例は見当たらないが、 高い場合に近い。 判 決の示した一 類型及び国民生活金融公庫事件判決の示した第一類型とおおよそ共通するものと思われる。 一(二審の 般基準につい しかし、 示した第二類型や、 芝信金事件では昇格試験が前提となっているため、 て、 敢えて先例との対応関係をはかると、 という意味では芝信金事件一口審の示した第三類型のうち人事考課以外の比 第三類型のうち人事考課の比重が高い場合に近く、 強いて言えば、 (2) は、 使用者の裁量が働く場合、 (1) の 判 断基準 能 万• は、 業績の比較優位や、 (3) は、 芝信 金事 事案の 制度及びその運 という意味では 件 違 (\Box) 差別 審 から、 の 示し 的 重 用

価とするよう命ずることも適法であると解するのが相当」、 当しつつ使用者の不当労働行為意思が認められるような場合、 となる同年同期入社者の業績等があきらかにされない限り、 また、 労働委員会の裁量に関わって、 判決は、 具体的な救済手段の選択に当たっても、 としている。 労働委員会が裁量により再査定を人事考課査定の中 には、 「当該労働者につい ての評定に関 (2)(及びおそらく③) 比較の 対 に該 間

査定) 決が、 生活金融公庫事件判決が昇格問題と昇給問題を同列に扱ったのに対し、本判決は、 察方式の類推適用または同方式類似の立証形式の適用がなされたことを示す一つの証左として興味深 定行為などを介在させない、 を述べたものと解される。 条一号では不利益取扱いによる実害の内容や程度は要件とされていないこと、であり、 ここで挙げられた理由は、 査定差別による不当労働行為の是正に当たり、 問題と昇格 昇進の問題とをいったん分別し、 両判決共に、 一律的な直接的是正命令を命じていることは、不当労働行為の要件審査において大量観 第一に、 労使関係の特殊性と労働委員会による裁量的判断の必要性、 厳密には全体的査定差別の事案とは言えないにもかかわらず、 同期同学歴職員の中位者と同等の格付けを命じた際と同 前者については前述の通り中間評価 賃金·賞与 先の国民生活金融公庫 への直接的是正の (とその決定のため 第二に、 使用者の なお、 労組 趣旨を 事 国民 再查 件 法七 判

約を受けるものではない」、として文言を違えている。 関する具体的資料を出さない以上、「例えば最も遅く昇格した者の待遇を基準にしなければならないというような制 述べたのに対し、 ような取扱いを根拠づけているので、 後者については使用者の人事権に基づく裁量を殊更に強調し、 両者を分ける実益はあまり感じられない。 とはいえ、 両場合共に、 結局のところ、 しかし使用者が対象者の能力業績に 同年同期入社に遅れ

けて原告会社 申立承継人ら。 〈事実の概要〉 (5)中労委 \widehat{X} 本件組合員ら (オリエンタルモーター) 以下、 に入社、 (b) を 「本件組合員」、 多くは組合役員等を務めていた。 (補助参加人:

②原告会社の労働組合、 事件 (a) (b) (c) を (東京地裁平成 括して 四年四月 しかし、 「本件組合員ら」と呼 的組合員九名、 五〇年頃から組合一会社間の関 一四日判決 (労判八三一号四三頁)) (C) bのうち死亡した組合員 称 は 昭 和四 五. 係が悪化、 四 九年に α (1)か

労働委員会、

司

法の判断を仰ぐこととなった。

団交拒否、 ②仕事差別、 (3)配転 出向命令につき、 各々不当労働行為救済申立がなされ、 特に20では、 委員会審查、

司法審査の双方で、不当労働行為該当性が認められる、等していた。

伴う役職の 績比例部分から成り、 級内での給与額引き上げ。 級 く程度の賃金制度 成績評語 定期昇給での昇給分(昇給号数:65432の5段階)に反映される(但し同一等級内での昇給には制限措置がある)。 (SABCDE) Xでは従来、 職 位、 の決定は、 う向上。 資格要件、 基本的に年功序列的色彩が濃く、 が付される。 各等級の資格要件の充足により、 (旧賃金制度) 直近上位の課長から総務部長までの3次評定までを経てなされる。 後者は成績評語を反映する。 年数等と対応し、 成績評価は、 これを基礎に年度毎の五段階の を採用していたが、五六年二月、 六等級に区分。 半年毎、 同期同学歴入社者間では基本給で多少、 賞与支給時になされ、 成績評語と昇級との関連は明らかではなく、 適性やポスト等考慮の上、 役職とほぼ対応している。 「昇給評語 新賃金制度を導入し、 ここで (SABCDE) 上司+総務部長が決定。 「成績評語」 昇格 賞与は、 他に役 以下の体系を整備した。 (昇級):等級上昇とそれに が決定され、 と呼ばれる五段階評 これについても後に 基本給比例部 資格手当で差が 昇給:各等 各等級 が分と成 毎

各等級ごとの平均点)」を基準として是正、 年度まで 与差額是正などを労働委員会に申し立てた。 だけだった。 こうした制度下で、 の等級、 そこで本件組合員らが、 昇給、 本件組合員の評定は、 賞与につき、 Xによる仕事上の差別、 「非組合員の平均 組合員に対する仕事上の差別取扱いの禁止、 基本的にC又はDとされ、 対する千葉地労委は、 (等級につき平均昇級年数、 同期同学歴入社者との等級、 Xの不当労働行為意思を認め、 新賃金制度導入後、 昇給につき平均点、 を命じた 昇級した者はうち一人(β) 号数、 (以 下 昭 昇級格差是正、賞 和五六~平成二 賞与につき 「初審命令

級を前提とした賃金額との差額を支払うこと、 の各年度の等級につき是正すること、(Ⅱ)同各年度の昇給及び賞与につき一律に他社員の平均的評語Bとし、 させるのが適当、 き等級格差が生じたもの、 定による毎年の定期昇給及び賞与における賃金上の差別、 と呼称)。 X、 五六年二月以降の適当な時期、 が発令された。ここで中労委は、 本件組合員らの双方が再審査を申し立て、平成一〇年八月五日、 実際には、(Ⅰ)全員の等級格差が一致して明らかとなった昭和六一年度~平成二年度ま と判断。「同期同学歴入社グループ構成員」を比較対象として、新賃金制度の実施された昭 即ち本件組合員各々の Xによる組合活動の嫌悪+仕事上の差別取扱い+合理性を欠く人事考課の低査 を命じた。 「等級格差が明らかになった時点」からそれぞれ一級分昇級 を認めた上、それらの結果、 再審査命令(以下「本件命令」と呼 βを除く本件組合員八名に 同等

主な争点は、 これに対して、 (1)査定差別の不当労働行為該当性及びその立証分配原則のあり方、 Xより取消訴訟が提起されたのが本件である。

要は、 側は、 扱い認定にあたっての一 立対象組合員の比較対象との相対的な能力・実績等の同等性を、 ③救済範囲、 〈判旨〉 不当労働行為事案における低査定の合理性に関する立証責任の転嫁合戦を繰り広げた、ということである。 本件では、 X請求 であり、うち①が最も重要な争点である。この点、 「正当でない 部認容、 一要素とすることにより、 (=理 部棄却 由が述べられない 間接的に、 (もしくは理由の不当な))」低査定があっ 低査定の合理性の立証をX側で行うべき旨を主張した。 労働者側が立証すべきことを主張したのに対し、 X側は、 査定格差 ②①を受けた本件の具体的判 (低査定) の事実に たことを差別的取 加え、 救済申

争点(1)について

認することができる。

柴添付)」。

しくはこれを結成しようとしたこと、 労組法七条一号にいう不利益取扱いの立証には、「①労働者が労働組合の組合員であること、労働組合に加入し、 が前記①の故にされたこと、を主張し、立証する必要がある」。 ②使用者が当該労働者に対し不利益取扱い(ママ)をしたこと、 ③前記②の不 若

利益取扱い

(ママ)

立証することを要するものというべきである」。 員が組合員以外の者と能力、 じている場合には、 本件のように、 労働組合の組合員と組合員以外の者との間に人事考課に基づく等級格差、昇給及び賞与の格差がこの 勤務実績において同等であること(以下 『不利益取扱』を主張する者は、 当該組合員に対する低査定の事実のほかに、 (あ) 又は能力実績の同等性と表記) を主張り 当該組合 生

等の資料は使用者が保有しているのが通常であり、 能 推認でき、 において劣らないことを立証すれば、 (※ので、) ……当該組合員が、 ۲ 力主義的に行われている場合には、 の立証は、 反証 「人事考課が年功序列的に行われている場合には、 のない限り、…… 自己の把握し得る限りにおいて具体的根拠を挙げて組合員以外の者と能 ***** : :: **※** (**※** (あ)) (あ)) の立証があったものと認めることができる。 (あ)) と推認することも許されるというべきである 使用者がこれを明らかにしない限り、 を直接立証する必要がある……が、 ·特段の事情のない限り、..... その立証に困難が伴う…… これに対し、 従業員の能 (※括弧内、 ***** 万 九 人事考課が (あ) 勤務実績 勤務実績 傍線部三 を

該不利益取扱いが労働組合の組織や活動に打撃を与えていること」、 そして、 ③については、 (1) 「使用者が当該労働組合の存在や当該組 が立証できれば、 合員の 組合活動を嫌悪していたこと」、 使用者の不利益取扱の意欲を推 (2)当

- 143

り込んだ場合には、

それを是正する方法はなく、その意味で、

新賃金制度の下における人事考課制度は、

評定対象者

第一次評定者

「の評価に評定者の主観な

し恣意が入

新賃金制度が能力主義的なものであることは認められるが、

があったということができる」。

ある」。「この反証をしないときは、又は、この反証に十分な理由がないときは、 「したがって、使用者は、これに対する反証として、……当該労働者が不利益に取り扱われるだけの合理的理 立証し、この『不利益取扱』が……組合員であること等の故ではないことを主張、 そのことと相まって、 立証する必要が ・③の立証 由 . が存

を 張 るから」、 効率的であり、 前記で述べたことからすれば、 認めることができ、不利益取扱いがあるといえるし、また、……この不利益取扱いに合理的な理由がないといえ 立証させ、これに対し、当該組合員にこれを否定する具体的根拠を主張、立証させることとするほうが、 当該組合員の能力、 前記①②要件の充足「と相まって、 ……使用者の主張、 勤務実績が劣り、 労働委員会や訴訟の審理における具体的な立証方法としては、 立証に理由がなく、 当該組合員に対する人事考課が正当であることを具体的事実に基づいて主 ……労組法七条一号本文前段にいう『不利益取扱』の不当労働行為 ……当該組合員の主張、 立証 に理由があるときは、 まず、 使用者に対 ***** 実際的 (あ)

・争点②について

成立を認めることができる」。

れないが、新賃金制度の実施以降、本件組合員のうち8を除く八名について相対的な等級格差が生じた。82184十に即してみると、先ず、「新賃金制度自体が本件組合員に対する賃金差別を意図したもの」 評語又は成績評語がC又はDとされた各昇給及び各賞与については、 Xの他の社員との間に格差が生じていた」。 また、 とは認

の 能 万 勤務実績について正当でない評価がされることもあり得る制度であると云わざるを得ない」。

「昭和五○年五月の組合公然化以来Ⅹと組合は紛争状態にあり、また、 Xの管理職らは、 本件組合員に対して、

……一貫して組合及び本件組合員を敵視していることが認められる」。

そして、 本件組合員の人事考課は、 Yの判断を裁量権の範囲内と認められる部分もあるが、 部正当な部分もあっ

た。

以上によれば、 本件組合員のうち、 βを除く八名については、 「不当労働行為 (不利益取扱い) の成立を認めるこ

とができ、 同時に組合に対する不当労働行為(支配介入)を認めることができる」。

・争点③について

本件命令の救済方法は、「本件命令が本件組合員に対するXの人事考課が全て正当とはいえないと認定、 判断したと

ころを踏まえて本件組合員に対する救済方法を検討していることは、 ……明らかである。

考課が一律に不当であることを前提としてされた本件命令の具体的救済方法は かし、 ……Xが本件組合員にした人事考課には不当とはいえない部分も相当あるのであるから、 (γ…・を除く)は、 これら・・・ その前提事実を

誤り、 救済方法として過ぎたものであるといわざるを得ない」。 「そこで……個別組合員ごとに検討する

X が Ŷにした人事考課は**、** そのすべてにおいて不当であり、 本件命令による一等級の昇級とそれを前提としたB. の範囲内といえる」。

価を基準とする昇給・賞与の差額支給命令も「救済方法としてYに与えられた裁量権 昇給評語及び成績評語につい ての B評価 の 是正

それに基づく昇給・賞与及び退職金の差額支払い命令は、 そ の 他 αについては、 昇級については裁量権の範囲内だが、 一部の時期、 Xが「C評価としたことが不当であるとまで

給・賞与一部×、θ:昇級○、昇給・賞与一部×、ℓ:昇級○、昇給・賞与一部×。

不利益的 は X いえないから、……原状回復の域を超えるもので、……裁量権を逸脱し……違法である」。βについては、そもそも (本件命令取消、 1) がない。 以下同じ)、ε:昇級×、昇給・賞与一部×、ζ:昇級×、昇給・賞与一部×、 以下、六名については、 それぞれ、 δ:昇級○ (本件命令支持、以下同じ)、昇給・賞与一部 η: 昇級×**、**

当労働行為の成立を認めた点で既に違法であり、 結論として、 本件不当労働行為救済命令は、「γに関する部分は正当であるが、 (※その他七名) については、その救済方法を一部誤った点で違法 その余の部分は、 β に うい ては不

(若干の検討)

である

(※括弧内三柴添付)」。

同条の成立要件①~③の一部 先ず、本判決は、 「不利益取扱」との文言につき、労組法七条一号の内容そのものとして用いる一方で、自ら示す (②) として用いているが、これは用語法の誤りと思われるので、ここでは後者を「差 — 146 —

別的取扱い」と読み替えて表記する。

体的差別の一環として訴えがなされているから、 別を主張していないから、 本件は、 組合が委員会での申立人、 やはり個別的ないし部分的査定差別事件に分類されよう。 取消訴訟での補助参加人となっているが、組合内の一部、 全体的査定差別事件の性格も併せ持っている、 但し、 組合所属を理由とした全 と考えられる。 少数の者しか査定差

٢ 即ち判決は、 労働組合に加入し、若しくはこれを結成しようとしたこと、②使用者が当該労働者に対し不利益取扱い(ママ) 査定差別事件の審査に際し、改めて労組法七条一号に照らし、 「①労働者が労働組合の組合員であるこ

本判決は、

従来の査定差別事件判決に比して、

注目すべき判断を示している。

昇

な

()

との判

断には疑問が残る。

をしたこと、 うち②の審査に当たり、 ③前記②の不利益取扱い 菅野整理の示す、 (ママ) (a)全体的低位性、 が 前記①の故にされたこと、 及び、 ©申立組合員らの勤務成績・態度に基づく合 を主張し、 立証する必要がある」、 とし

理的

な理

由の

欠如

の

<u>V</u>

証

が申立

人側に求められる、

とした。

③の要件充足のために、 ては、 とされているならば、 う判示は、 自動的に差別的取扱いを推定させる、 1, · う 他 心に当たる事実の証明を求め 方 芝信金事件判 判決は、 応 従来の判例学説の通説といえよう。 人事考課制度を年功序列的人事考課制度と能力主義的人事考課制度の二種類に分別し、 決第 そうした制度下で、 (A組合活動の嫌悪、 類型、 国民生活金融公庫事件判決第一 ている。 とする。 特定組合員のみに特段の事情なく差異が生じている状況下で心が推定さ このうち、 B 差別的取扱いによる組合組織や活動への し かし、 年功序列的制度の場合にまで別途的の立 しかし、 年功序列的制度、 仮に、 類型などと同様に、 ある程度純粋な年功序列的人事考課制度が前提 能力主義的制度、 特段の事情、)打擊、 いずれ といっ 証 が求められる、 の場合にも、 反証 た、 の 菅野整理で な 前者につい 15 限 別途、

式類似 れることはあり得る。 とも不可能ではない。 (c)在を反証すべきことが示唆されているので、 が 更に特筆すべきは 査定の不合理性を立証する主要な場面となり、 0 立 証形式適用の前提としての集団 ©の主張立証を明確に申立人側に課したことである。 また、 しかし、 判決では別途、 本稿が検証してきた判例傾向に照らしても、このことが文言上一般的に、 間 (C)に関する判示の趣旨は、 使用者が の 全体的、 結果的に、 「当該労働者が不利益に取り扱われるだけの合理 平均的な比較につい 申立人側にもこの点につい あくまで大量観察方式の 確かに、 て述べているに過ぎない、 (a)や(b)の立証が不十分な場合に、 7 の積極的 類推適 な立証が求めら と解釈するこ 的 用または 理 かつ明確に 由 同 の 存

0

根本的な転換に対する配慮もあるのではなかろうか。

能力実績に関する立証を使用者に先行させたことの背景には、

労使間の証拠の偏在の他に、

前述のような立証責任

としている。

ここで、

申立人

0

は注視されて良

ŧ に 事情や反証 述べられた意義は大きい。 の の か、 ŧ 運用がある一定期間、 が年功序列的と言えるか、 という本質的問題もあるが、 人事考課資料を使用者が保有していることを理由に、 の な い限 り 年功序列的であったとしても、 能力実績の同等性を推定できる、としており、 もっとも、 また、 判決が、 それが能力主義的に行われるという場合、 判決も、 使用者による人事考課資料の保有を立証責任分配に反映させていること 人事考課が年功序列的に行われている場合には、 それが実質的に年功序列的と言えるのか、 一定の配慮をしている。 また、 年功序列的制度と実質的に何が それが能力主義的に行わ そもそも賃金処遇制度ないしそ 前述の通り、 また人事考課 れてい ~変わる 、る場合 特段 まで

立証 ®の立証と相まって、 る 限 判決は、 合員の能力、 他方、 りにおい そ として、 ō (ここに前記(3)や(3)の含まれると思われる)、という手順を提示し、 能 判決は、 菅野整理の示す、 力主義的人事考課制度の下での査定差別の立証責任分配原則こそは、本稿の注視する課題だが、 て具体的根拠を挙げて組合員以外の者と能力、 立証の程度について申立人側に一定の配慮を示している。 勤務実績の劣位の具体的事実に基づく主張立証→⑵当該組合員による、 おそらくは能力主義制度のみに関わる実務上の具体的な立証方法として、 労組法七条一号にいう不利益取扱の不当労働行為を成立させる、 (a)と(c)の立証を労働者側に委ねた上、 勤務実績において劣らないことを立証すれば」 ©については、「

当該組合員が、 (1)より②に説得力が認められる限 ①を否定する具体的根拠 ①使用者による、 自己の把握し得る 前述の 推認でき 当該組 の 通 主張 り (A)

言うなれば、

裁判所自身がXによる人事評価をやり直しているに等しい。

(c) の審 不当労働行為の成立を認めている。 最後に©自体につい していた)、 る格差を認めた上、 本件に即 査の前提ないしは した具体的判断では、 評定者の恣意が入り込む余地があることを指摘している。 新賃金制度の性格につき、 て、 結論的にはβに対するものを除き、 環に該当するものであろう。 先ず、 前記。 に当たる、 その能力主義的性格を認めつつ 判決は、 本件組合員の相対的な等級格差、 委員会判断を支持し、 続いてまさに心に当たる前記③要件の充足を認め、 これは、 おそらく、 (初審命令と本件命令はこの点を否定 同等性を認めた。 菅野整理でいう(b) 各昇給及び各賞与におけ 以上を踏まえ、 ないしは

え 労働委員会の裁量については、 本文所掲の通り、 改めてそれが裁量の範囲内にあったか否かを個別に審査して、 本件YがXの不当労働行為を前提に、 その人事評価の中身に踏み込んだことを踏ま 救済方法の適否を判断している。

第一 働 る () ており、 員会の救済命令は、 命令制度の本来の趣旨、 行為によって発生した侵害状態を除去、 これは、 小 という従来の 事案の性質は異なるが、救済命令に関するリーディングケースであるネスレ日本事件最高裁平成七年二月二三日 法廷判決 ネスレ事件最判も、 前述 の (民集四九巻二号二八一頁、 Ċ 判例の立場と矛盾しないだろうか。 (1)原状回 わゆる一 目的に由来する限界を逸脱すること」は許されない。 律救済を含め、 復的措置、 救済命令の基本的在り方を、 ②労使関係秩序の確保措置、 是正し、 不当労働行為に対する具体的救済方法については、 **労判六八六号一五頁、** 正常な集団的労使関係秩序の迅速な回復、 むろん、 「正常な集団的労使関係秩序の迅速な回復、 救済命令に関する委員会の裁量も無制限ではあり得な 判時 ③再発防止的措置、 五二四号一 しかし、 四六頁) 道幸教授の分析によれ の三つの観点から命じら 確保を図るという救済 の示す通り、 委員会判断を尊重 確保」とかな 「不当労 ば 委 す

と言えないだろうかの り抽象的に位置づけ、必ずしも原状回復主義を採用しているわけではない。先に見た国民生活金融公庫事件判決や朝 えると、やはり、 い以上、 日火災海上事件判決のように、 救済内容の程度については、 司法によるこれほど詳細な人事考課のやり直しのような作業は、労働委員会の裁量に介入し過ぎる 法七条一号違反の成立要件に不利益取扱いによる実害の内容や程度が定められてい 労働委員会の裁量の範囲内であり合法、 との趣旨を述べる判決もあることを考

上 総合的・実質的に判断するという方法によってなされてきた」、との指摘もあり、特に査定差別の不当労働行為に対す の点、 る救済方法をめぐる判断については、 細 は前記(のに関する箇所) は不明だが、仮に、ここで委員会判断の問題性が具体的に指摘されていたならば、。 むろん、査定差別事案において焦点となる人事考課の正当性は、そもそも不当労働行為の成立要件レベル やはり単純な誤りといった性格のものでない限り、 司法に比べると、「労働委員会における不当労働行為成否の事実認定・判断は、 本件掲載誌では、 肝心の「本件組合員の人事考課の正当性等について」の項目の判決文が省略されており、 で判断されており、ここでの救済方法もそれを受けて必然的に定まって来るものである。 要件審査とは離れて委員会の裁量を広く認めるべき、という原則が存する以 委員会判断は最大限に尊重されるべきであろう。 労使関係をめぐる諸般の事情を 判決の合理性が窺えよう。 しか 詳

二、包括的検討

以上の検討結果を整理し、さらに検討を加える。

三―一、査定差別の立証責任分配のあり方

体的、 て、 紅屋商事事 格差についての申立組合員らの勤務成績・ 定を受けた者たちが参集して査定差別を訴える愚行を防ぐ等の趣旨からも、 合に対するそれまでの弱体化策動、 前 比較対照群には一 述 平均的な能力実績の同等性を求める傾向が顕著になってきている。 の 管野整 件各審級判決をはじめ、 理に ょ 定の等質性が求められ、 れば、 大量観察方式では、 ここで見てきた判例傾向としてもおおよそそのように解されるが、 につき一応の立証 態度に基づく合理的理由についての反証責任(「個別立証」) あくまで前提条件としてではあるが、 般に、 (「差別の外形的立証」) 申立人側 から、 (a) 全体的低位 そもそも大量観察方式適 がなされれば、 申立人側に比較対照群 性 の 立 非申 証 立人側 (b) 使 が委ねられる。 用 たまたま低査 用 0 者 前 同 0 士 提とし 申 (c)の そ 立 の 組

この に際 なっ なってきているように思われるのである。 るように思われることにある。 困 る必要は 難 てきており、 なことを受け、 ケースでは、 題 か つ なかっ 使用者側が 比較対照集団との勤務実績の全体的均一性 そうした大量観察方式適用の前提条件の立証問題と同方式適用下での要件立証問題とが混同されてきてい たはずである。 また後者においては、 申立人側グル それを明かさない、 菅野整理に言う(a)や(b)の立証をもって、 繰り返しになるが、 ープを括る基準が曖昧とまでは言えなかったのだから、 即ち、 前者におい 等の 前者と後者が混同され、 例えば、 理 由から、 ては、 国民生活金融公庫事件判決は、 大量観察方式とは、 の立証を実質的に労働者側 個 比較対照群の等質性の立証 々の申立人に関する能力実績 ©に関する立証を使用者側の反証に委ねる立証技術 (C)に関する立証が、 そもそも、 (申立人側) 大卒者の三等級昇格に関する判断 人事関係資料が使用 に求められる内容が 申立 敢えてそのような前提を整え (の同等性) 人側に課される に課してい に関する立証 者の る。 より厳 傾 下に偏っ 向 が か 強く

であると思われ

され、 あった。 差別事件においてすら、 る場合は少な うち敵対的組合から脱退した者については評価が上昇した、というような、 紅屋商事事件のように、 とはい え、 同方式の類推適用、 同方式適用の必要な事情が存するケースは多く、 従前ほぼ同様の評 もしくは同方式類似の立証形式の採用がなされてきた大きな理な事情が存するケースは多く、それこそが、個別的ないし部に 価 処遇であった者が、 敵対的組合の発足後に低評価、 適用条件の明らかな事 し部分的 情が存む 曲 査定 在

任負担 準を立ててきたか、 関 証 事実を根拠として殊更に低く評価していたか、 事考課の比重 各判決が賃金制度に応じて立てた立証基準において、 立 ル 人事考課を基準とするものか、 モ でする立証原則の迷走は、 を試み、 証 そ のような意味で、 の方法につい の詳 ター事件判決である。 従来の判決が、 結果は司法の採用に委ねているように見受けられる。 細について明言はされておらず、 の 大きさの何如、 て一定の配慮を示しつつも、 という点にも問題がある。 大量観察方式の実質的意味を奪ってしまったのではない 各企業毎に多様な性格を持つ賃金制度について、 こうした細かな立証原則の未確立とパラレルであるようにも思われる。 同判決は、 等 昇格試験を基準とするものであるか、 々の客観的事実から、 個別的ないし部分的査定差別事件を対象としたものとはいえ、 当事者も、 差別的動機や企図の事情、 以下で詳述するように、 明確に労働者側に立証責任を委ねているからである。 賃金制度が純粋な年功制度であるか、年功管理的制度であるか、 使用者側が申立人らの勤務実績等を無視し、 般的には、 穿っ とりあえず主張立証できる内容について主張立 昇格試験が形式的、 た見方をすれば、 本稿で検討対象としてきた判決を顧みても、 等々の主観的事実に至るまで、 その性格に応じてどれだけ具体的な立証: か、 とさえ思われるのが、 先述した能力実績の同等性に 名目的なものであるか、人 あるい (C)について、 そ オリエンタ の立証 は虚 の

芝信金事件一

審判決を見る。

除き、 共通性に加え、 格差と成員数の圧倒的格差を理由に、 ある事実が明らかとなったことを踏まえれば、 むろん、 大量観察方式が明らかに適用されたケースはない 紅屋商事救済命令取消事件全審級判決と国民生活金融公庫事件判決の大卒三等級昇格問題に関する部分を 何より、 本稿での検討から、 同方式の適用を明確に否定している)。 司法が同方式の類推適用ないし同方式類似の立証形式の適用に積極的 本稿の検討対象判例は、 (芝信金事件二審判決は、 それぞれ菅野整理の考え方に照らした分析 しかし、 むしろ比較対照群の業務能· 先述した、 同方式適用の背景 力等

らしていかに評価されるべきか、 きか、 そこで以下では、 につき検討する。 先ずは、 各判 また、 決の立てた賃金制度に応じた立証 判決が示さなかった部分の立証原則が菅野整理に照らしていかに立てられる 原則を示し、 併せて、 それ が 前 述の 菅 7整理 に

可能であると思われる。

していない) あることや両集団 組合が申立人、 事案を審査しつつ、 「の業務能力格差から、 その後の取消訴訟の原告となったが、 賃金制度ごとの立証原則に関しては大量観察方式に倣った原則を示したと思われる 部分的ないし個別的査定差別事件に分類された その組合員数が対立組合のそれに比して圧倒的少 (但し、 審はこの点を明言 一数で

る旨は、 同 判決の第一 大量観察方式に照らせば、 類型では、具体的な立証責任原則は、 別途、 不当労働行為意思の立証を要する旨記されていることから、 なんら示されていない。 しかし、 本来、 純粋な自動昇格制であ (b) i

0 iv 偏 在性、 はともかくとして、 訴訟進行上の便宜性、 少なくとも(a)ー 等から考えて、 (ii) (c) 労働者 iii (申立人) を包括した基準であると思われ、 側が外形的な立証をなし、 使用者 菅野整理の趣旨 (被申立人) 証拠 側

照

うべ

きであろう。

が資料等に基づくより具体的な反証責任を負うべきであろう。 困難とは思われないが、 全体的低位性ないし査定格差に関わると思われるので、 不昇格措置が行われている旨は、 労働者 (申立人) 側が立証責任を負 般的に特に立 証 が

限 菅野整理の 者側は証拠を挙げるべき立場になく、 し りの反証を試み、 同 環となる事柄と考えられるので、 じく第二類型でも、 原 則 通り、 裁判所も証拠の偏在を考慮した判断を行うべきであろう。 労働者側 具体的な立証責任原則は不明である。 が立証責任を負うべきであろう。 使用者側が積極的に立証責任を負い、 現実的にも不可能なことが多いと思われること、 しかし、 人事考課を基準とする制度である旨は、 労働者側は持ち得る資料をもっ 不当労働行為意思の存在については、 菅野整理では、 (c) の前提 て可 能 労働 な

実の立証の可能性、 責任を負い、 類型と同様の理由から、使用者側に積極的な立証責任を課すべきであろう。昇格試験が形式的、名目的であるか否か、 人事考課の比 同じく第三類型でも、 重 使用者側が具体的な反証責任を負うべきであろう。 の大きさ、 訴訟進行上の便宜性、 具体的な立証責任原則は不明である。 につい ては、 (ごに関わる事柄ではあるが、 等から考えて、一次的には労働者側が可能な限りの証拠をもって立証 しかし、 その関連性が直接的とまでは言えないこと、 昇格試験を基準とする制度である旨は、 現

0 に十分条件的因果関係を持つ場合、 通り、 判断基準をもって審査している。 同じく第三類型で、 一審はそれぞれ相当因果関係に関する考え方を異にしているが、 人事考課とそれ以外の評価項目との同程度で、 ただ、 即ち、本文①と不昇格措置との相当因果関係が問題となる場合については、 結果的に大量観察方式の考え方を応用できたとしても、 審本文①と②のいずれもが不昇格措置 両者共におおよそ大量観察方式と同 判決が示した相当 先述 の 間

因果関係に関する判断枠組みを、 的因果関係論が競合する場合に関する民事法学の研究も必ずしも十分とは思われず、 量観察方式と平仄を合わせれば良いと思われるが、 に即したあるべき立証責任負担としては、 同方式が適用され得る通常の査定差別事案との比較で論じることはできない。 相当因果関係について二審のような考え方をとる場合、 審のような考え方をとる場合、 俄には論じ得ない。 い かに考えるべきか、 そのまま従前 本件 の

次に、 部分的ないし個別的査定差別事件を審査した国民生活金融公庫事件判決を見る。

れ てい に基づくより具体的な反証責任を負うべきである。 (申立人) 同 芝信金事件第 る旨は、 判決の示した第 側が立証責任を負うべきであろう。 大量観察方式に照らせば、 類型と同様に、 類型では、 やはり具体的な立証責任原則は不明である。 労働者 やはり菅野整理に言う(1)― (申立人) 他方、 側がその外形的な立証をなし、 前述の理由から、不昇格措置が行われている旨は、 ii (c) しかし、 iii 使用者 を包括した基準であると思 「年功管理的運用」 (被申立人) 側が資料等 が行わ 労働者 れ

及び Ų び 料等に基づく 型と同様に解して良いものと思われる。 あるにしても、 同じく第二 先ず、 他 理 に合理 査定差別を主張する労働者ら(申立人ら)「以外の職員については、 一由が」 類型でも、 積極的かつ具体的な立証ないし反証責任を使用者側が負う(この場合、「……等において劣ること」、 的 最終的には職員全員を昇格させるという運用が行われている 存在すること、 な理 一由が」 (2) 存在しないこと の立証になる)、と解するのが相当と思われる。さらに、 ①②③及び⑵—3に関する判示を除き、 次に、前記労働者らが、昇格者と「能力、勤務成績等において劣らないこと」、 $\widehat{(2)}$ 2 の 証明は、 菅野整理で言う(C)に関わると思わ 具体的な立証責任原則は不明である。 $\widehat{(2)}$ 特段の事 1 旨 情 (2) | 2 0 0 な 証 明 15 限 は 「が直接証明され り P れるの は 時 り第 期 の 差 一類 し 及 資

重視していることの現れとも考えられる。 更に低く評価 な」い場合に、 るところによるべきと思われる。 り具体的な立証責任分配は、 労働者側の外形的証明を受けて、 人事考課資料が必要であり、 している事実」 使用者側が前記労働者 まさに判決が、 実際には使用者側がそれを保有していることが多いこと、 (2) -3 その趣旨が菅野整理等とも理念的に合致するのは、 使用者側に積極的かつ具体的証明を求めることになろう。 を証明する責任は、 「らの勤務実績等を無視し、 (2) | | | | | ①②③及び②―3についてその趣旨を述べ、 菅野整理で言う心と心の双方に関わると考えられるため、 あるいは虚偽の事実を根拠として」同人ら「を殊 判決が大量観察方式との平仄を 等の事理に応えるための、 また、 具体化を図って その証明に通常 ょ

型がそれを含んでいることとの整合性を考えると、 のと思われ そ の第一 部分的ない 類型では、 その立証の中に菅野整理でいう心が含まれる趣旨か否かは、 やはり具体的な立証責任原則は示されていないが、 し個別的査定差別事件を審査した、 肯定的に考えて良いように思われる。 朝日火災海上事件判決について見る。 芝信金事件第 やはり明らかではないが、 一類型と同様に考えて良 その立証の成功は、 第二、

「推認」させるとされているから、使用者側にはⓒに関する反証の可能性が残されるものと考えられる。

関する基準の欠如や、 用でも第一次、 も労働者側により主張立証されており、 行われ 同じく第二類型につい た形跡が指摘される等して、 第二次評定と調整者による最終評定との間の 業績評定、 て、 本件における現実の認定判断では、 能力評定、 本件がこれに該当するものと判断されている。 判決もそのことを当然のことと捉えて、 執務態度評定の評定割合基準の欠如、 「容易には説明のつかない乖離が存」すること等、 第一 次〜第三次にわたる三段階評定の各ウ 差別の推定を覆すためには、 等の問題点が指摘され、 そして、 これらの事実は 現実の エ 使用者 イ 差別 ずれ トに 運

第三類

差別

Ų 断基準が充足された際、 を含むことが明示されており、 関する使用者の 三基準の充足が、 側で業績、 かし、 やはりその点に関する使用者の反証は許されないと考えられる。 前掲芝信金事件判決では、 大量観察方式の類推適用又は同方式類似の立証形式の適用がなされていることの証左であり、 能 万 反証は許されない趣旨であろう。 菅野整理でいう匈匈の充足を意味し、逆に、 執務態度に照らした反証を行う必要がある旨を述べている。 使用者側になお©に関する反証可能性が残されているかどうかは必ずしも定か その他の基準はそれに代わり得るものとして示されているから、 基準の立証は即 前掲国民生活金融公庫事件判決でも、 「不当労働行為を成立させる」とされているから、 前述の心要素を含んでいなかったことの証左でもある。 よって、 これは、 各判決が賃金制度の性格ごとに示す判 第二類型では(2) まさに本判決の示す三基準に 当然に©要素を内包 かつ、 基本的に心に では ―2で(c)要素 な これら

従 査定差別を主張する者の能力・業績の比較優位の立証だが、 菅野整理の考え方から察すれば、 差別の推定を覆すため、使用者側で業績、 う責任が課される、 ち得ること、 働者側で立証し、 が容易と考えられること、 つ 同 た運 じく第三類型では、 用の具体的立証を使用者に課すことが認められるならば、 また、 制度の整備とそれに従った運用の具体的な立証は、 ここで求められる証明事項は能力・ と考えるべきであろう。 やはり具体的な立証責任原則は示されていない。 等からすれば、 本来は使用者側に課されるべき事柄であろう。 能力、 労働者側にも自ら準備可能な証拠を挙げて、 なお、 執務態度に照らした反証を行い得る旨述べられているようにも解し 判決によれば、 業績の同等性ではなく、 能力・業績に関わる事柄だけに、 これは能力・ 第二類型の場合と同様、 使用者側に委ねられるべきであろう。 しかし、 業績に関する立証とし 比較優位であるから、 しかし、 差別的動機や企図の事情等は、 可能な限り具体的な立証を行 仮に、 本基準による場合にも、 大量観察方式に関する 制度の整備とそれに ある程度立 ての意味も持 問題 ぼ 労

ら

の

反証機会は残されている、

ということであろう。

の反証 は 論理 的 この点の証明は能力・ に困難ないしは不可能であろう。 業績の比較優位に関する双方の立証で尽くされている、 と思われるので、

見る。 り は 後に、 国民生活金融公庫事件判決第 自動的に差別的取扱いを 判決は、 やは 人事考課制度を年功序列的人事考課制度と能力主義的人事考課制度の二種類に分別し、 り個別的ない し部分的査定差別事件を審査した、 推認」させる、 類型、 朝日火災海上事件判決第一 としている。 従って、 中労委 特段の事情等に限られるとはいえ、 類型などと同様に、 (オリエンタル モー 特段の事 -ター) 事件判決 情 反証 前者につ 使用者側 につ の な しい い 1) 限 7

は 立証責任が根本的に申立人側に転換されているのであって、 ことも全く不可能ではない。 法式類似の立証 的根拠を挙げ」ることに留めている、 人事考課資料を使用者が保有していることを配慮して、立証レベルについては、 のではなく、 意図の立証 立証責任を委ねたこと、 この点に関する立証を使用者側に先行させている。 判決のポイントは、 を明 特に重要視さるべきは、 形式の適用の前提としての、 確に申立人側に要求したこと、 第二に、 次の二点に絞られる。 さらに、 年功序列的人事考課制度についても、 また、 おそらくは能力主義人事考課制度について提示した実務上の具体的立 第一点目の判示である。 比較対照群の全体的、 申立人側に委ねられた立証は、 である。 第一に、 第二点目については、 しか 申立組合員らの能 その意味は軽視できない。 既に 文言上は、 平均的な能力実績の同等性にすぎない、 (若干の検討) 査定格差の他に、 力実績の どうみても能 あくまで大量観察方式 従来の判例傾向から必ずしも外れるも 「自己の把握し得る限り」 で述べた通り、 同等性につき、 力実績につい 組合嫌悪、 判決は、 明 の 類推 確 反組合的 ての に 申 適 個 証方法で と考える 用又は同 の 確 立 々的な か 人側 「具体

実際

示を発見できる。

使用者に負わせようとする司法の考え方は、 現する場合」 な立証方法があり、 であろうと、 か なお、 後者はあくまで入社 本判 が前提となっており、 決が提示した実務上の具体的立証方法に似たものとして、 人事考課資料が使用者の手元にあることが 文言の類似性等からして、 「からの年次がおおむね一致しているという意味で年功管理的な運用が行われていると表 比較の基準を欠く。ただ、年功管理的運用であろうと、 広い射程をもつと捉えられるべきであろう。 本判決もその示唆を参考にしたことは間違いないように思われる。 一般的である以上、 国民生活金融公庫事件判決の提示した実際的 能力· 実績に関する立証を、 いわゆる能力主義的運 第 次的に

三―二、労働委員会の裁量と司法審査の範囲

ろう。 対する具体的救済方法につき委員会判断を尊重する、 の点に関する判例の立場は、 しかし、 より詳細にみると、 不当労働行為の成否に関する法解釈を司法審査対象とし、成立した不当労働行為に その内容をさらに具体化したり、 という原則に忠実な立場でほぼ一 外延を画定したりする、 貫していると言って良いであ いくつかの興味深 判

組合員や非組合員の平均考課率に置いた委員会命令 相応する」数値を示唆した点、 11 先ず、 る。 またその限りで合法性を認められることが示されている。 二審も基本的に一 紅屋商事事件 審判決では、 審と同様の立場をとっているが、 組合所属を理由とする査定差別を示す「事実が具体的に認められ」ることを要件とし 救済命令は、 原状回復を目的とした事実上の措置によりなされることを本質と (一律的な直接的是正命令) 「不当労働行為がなければ得られたであろう人事考課率に これは、 査定差別の救済に当たり、 の正当性を認めた判断に結びついて 修正 の 基準を対立

き相違はな

て挙げている点、等で若干の具体化ないし制限化が図られている。

委員会判断の尊重にみられるように、救済方法に関する委員会の裁量は原則通り保障されている。二審でも特筆すべ が、これは法七条一号や二七条二項に関する法解釈の相違である。 芝信金事件 一審判決では、 主に相当因果関係の考え方や救済の対象期間に関して委員会判断が覆されている 他方で、 X。らの副参事への昇格のさせ方に関

思われ、 な 程度がわずかであったとしても、 号では不利益取扱いによる実害の内容や程度は要件とされていないこと、さらにその趣旨として、 等性が直接立証されず、 と労働委員会による裁量的判断の必要性、 と同等の格付け)を発し得る、とされている。 る不当労働行為が認められる場合、 い以上、 救済命令の趣旨が原状回復にはとどまらないことを示すものと考えられる。
りのおうである。
りのおうである。
りのおうである。
りの表の教済を命ずることも、労働委員会の裁量の 場合によってそれ以上の内容の救済を命ずることも、 国民生活金融公庫事件判決では、 差別意思が間接的にしか立証され得ないような場合にも、 法七条一号違反の成立要件に不利益取扱いによる実害の内容や程度が定められてい その裁量をもって、具体的な格付け命令(この場合には同期同学歴職) を挙げている。 やはり原則的な考え方に変更はなく、 先述の通り、ここで判決は、 やはり先述の通り、これは、 その理由として、第一 委員会は、 (2)-3のように、 範囲内であり合法、 例えば、 使用者の査定差別に 実際には査定差別 労使関係の特殊性 に 能力実績等 労組法七条 との趣旨と 員 の中 の 同

再査定を人事考課査定の中間評価とするよう命ずることも適法であると解するのが相当」、とし、国民生活金融 11 ての評定に関 続く朝日火災海上事件判決でも、 比較の対象となる同年同期入社者の業績等があきらかにされない限り、 使用者の査定差別による不当労働行為が認められるような場合、「当該労働者につ 労働委員会が裁量 公庫事

件判決と同様に、 委員会による一律的な直接的是正命令を正当と評価している。

に 違いこそあれ、 条 格問題と昇給問題を同列に扱ったのに対し、 0 問題とをいったん分別し、 ここで挙げられた理由は、 号では不利益取扱いによる実害の内容や程度は要件とされていないこと、 同年同期入社に遅れないような取扱いを根拠づけているので、 先の国民生活金融公庫事件判決と同じ趣旨を述べたものと解される。 後者については使用者の人事権に基づく裁量を殊更に強調しているが、、、、。ないたのに対し、本判決は、賃金・賞与(とその決定のための査定)の問 第一に、 労使関係の特殊性と労働委員会による裁量的判断の 分別の実益はあまり感じられない であり、 なお、 理由説明の順序と関係付けに 必要性、 先述の通り、 第 問題と昇格 結局、 こ 同判決 労組 両場合共 昇進 が昇

る人事評価をやり直しているに等しい。 囲内にあっ を超えるもので、 人事 最後に、 評価の中身に踏み込んだ救済命令を発したことを踏まえ、 たか否かを個別に審査して、 リエンタルモー 裁量権を逸脱し……違法である」と言えるか否か、 ター 事件判決では、 救済方法の適否を判断している。 前述の通り、 本文所掲の通り、 中労委が使用者の不当労働行為の成立を前提 これは、 という基準を述べ、 労働委員会の判断が 実質的には、 改めてそれ 裁判所自身がXによ 原状回 が裁 復 そ の 0 範 域

それ て表出する。 る労働委員会の裁量に委ねるべきか、 を超える裁量を認めるべきか、 査定差別事案において焦点となる人事考課の正当性という重要な問題を、 に答えることは容易ではない。 しかし、 ここまでの検討からも、 仮に前者を採るとしても、 この 司法による再審査の機会を確保すべきか、 問題は、 特に救済方法をめぐる判断については、一律的な直接的是正命令を含 委員会の救済命令を原状回復の趣旨の 原状回復の趣旨をどこまで広く認めるか、 重要であればこそ、 という問題設定を敢えて立てれば、 範囲内にとどめるべきか、 労働問 等の問題とし 題を専門とす そ

は は り単 ゃ 法七条の要件審査とは離れて委員会の裁量を広く認めるべき、というのが原則であることが確認された以上、 はり踏み込みすぎ、 純な誤りといっ た性格のものでない限り、 との感を否めない。 委員会判断は最大限に尊重されるべきであろう。 結論的に、

め

四 おわりに

以上 の検討を踏まえ、二点述べる。

それと従来の 言い切れない。 造から考えても、 か、 は使用者の下に確保されているのが一 1) について着目していることは、 の年功的制度ないし年功管理的運用がされている制度、 のであって、 第二に、仮に制度が能力主義的であることが認められたとしても、そうした制度の採用に伴って困難になった立証 という点について、 司法が能力主義、 制度との相違について、 こうした疑問に答えるには、 生涯賃金単位ないしそれに準ずる長期的視点で見たときに、 たとえ従来の年功的制度の下であっても、一定年限が過ぎれば、 必ずしも充分な検討を行っているようには思われない。確かに、司法が、制度の運用の物管理的運用がされている制度、と称するものとの比較で本当に実質的な差異を有してい ないし人事考課に基づく職能資格制度の実質を有するもの、 その類型化のあり方からも充分に窺える。 般的であるから、 積極的に使用者側に立証責任を負わせ、 賃金制度運用の詳細な実態審査が求められるが、 司法は、 企業の採用する制度が真に能力主義的であること、 しかし、 能力主義的な相違が生じていない、 実態解明を図らなければならない。 どこかで選別は行われざるを得な 企業の従業員構成のピラミッド構 と称する人事制度が、 それに関する資料こそ とは 実際 るの 従来

や

本判決

なる。 残された差別立 よる差別の 労働者側に転換されている。 海 0 全体的、 負担が 上 事件判決では、 特に問題 労働者側に過剰に課される形で対応が図られているのではない 外形的には能力主義を装い、 「やり得」、 証 なのはオリエンタルモー の 方途は、 その第三類型が示すように、 という結果になりはしないだろうか。 確かに、 能力業績の比較優位 証拠資料の偏在に関わる配慮は 個別的に暗部で巧妙な差別を演出した場合、 ター事件判決で、ここでは、 制度と運用の双方について能力主義的と認められれば、 の立証しかなくなる、 能力実績の同等性に関 と解されている。 か、 定程度されているもの との疑念を禁じ得ない。 労働者側にはますます酷な結果と ということは、 わる立 ō, これでは加害者に 証 例えば朝日 責任 労働 使用者側 が 根本的 者側 が

般に標榜される能力主義制度 の転換を追認することは易し () かし、 その実質を見誤れば、 思 わ ぬ不 苸

でも追認することになるのではない

か、

と懸念する。

(本稿は、二〇〇二年度近畿大学学内研究助成金 (奨励研究) の 成果の 部である)

菅野和夫 『労働法 (第六版)』(弘文堂、二〇〇三年) 六七二頁。

(2) (1)対照群 察方式成立の条件として、(イ)大量観察 存 \数組合員など)の間の格差の存在、 諏訪康雄 在 いが といった要件を挙げ、 が一定数以上で構成されていること、(二)学歴、 一定程度に達していること。更に、 「査定差別の認定と救済」『別冊ジュリスト・ 本件はその全てを充たす典型例である、と評している。 以上を踏まえ、(へ)職務能力や勤務成績が格別に落ちるなどの個別の特殊事情の不 (平均値を多用) 使用者の差別意思 労働判例百選 勤続歴、 により浮かび上がる比較対照群 (不当労働行為意思) 仕事内容などの要素における対照群の等質性、 (第七版)』(有斐閣、二〇〇二年) 二三九頁は、 の存在。 (組合員と非組合員、 比較の 前提 条件とし 多数組合員と (#)

(4)(3)菅野前掲書六七〇~六七二頁。 特に優れた整理として、諏訪前掲二三八、二三九頁、直井春夫/成川美恵子「査定差別」日本労働法学会編

働法83一〇五頁、等を参照されたい。

- (5)更に同命令に対する学説の批判等については、直井/成川前掲一二一、一二二頁を参照されたい。 直接的是正命令は本来、労働委員会による査定差別の救済方法である。直接的是正命令及びそれと大量観察方式との関連
- うのでもな」いが、「現実には、人事資料を会社が独占していることなどから申立人の立証には限界があり」、その「ことが多 用な救済方法が生まれた原因となっていると考えられる」、と述べている。 た意義ないし背景について、「いつ如何なるケースにおいても一律是正のような直接的是正方式が可能であるわけでも適切とい 活金融公庫事件判決、同朝日火災海上事件判決、 頁の指摘するように、一律救済は、多くの場合、査定差別による不当労働行為の要件立証段階における、 立証と結びついている。労働委員会の命じた一律査定を追認した判例としては、本件一審~上告審判決の他、本文後掲国民生 いわゆる一律救済については、諏訪前掲二三九頁、直井/成川前掲一二一頁以下、等を参照されたい。 等が挙げられる。なお、直井/成川一二四頁は、 かような救済方法が登場し 直井/成 年功的• 川前掲 画 的処遇
- している。 ていない。彼らに関わる本件訴訟はあくまでX組合によるものであり、裁判所は、その棄却判決の既判力は彼らには及ばないと 彼ら(ス゚ら及びス゚ら)は、労働委員会の審査手続で申立人となっていなかったため、本件取消訴訟では原告適格を認められ
- 項の解釈上、年度ごとに異なる一個の行為であり、かつ、当該年度の昇進時期から次の昇進時期までの一年間は継続するもので は 開始時期を初審命令の認定通りとしつつ、本件救済申立の一年前より過去の救済を認めなかった。また、一部、 的には少数であるという)。しかし本件命令は、昇進(させない旨の決定)は「継続する行為」には当たらない、とし、 を命じた例として、ラジオ関西事件兵庫地労委昭和五一年一○月二六日命令(命令集六○集六○頁)が挙げられているが、数 事考課により最初に昇進及び一部昇格がされない旨の決定がなされた後の期間全てを「継続する行為」期間と認め、 の救済を図った 該当するかも鋭く争われた(この問題については、 本件では、補助参加人の昇進及び昇格に関する決定が、労組法二七条二項 格試験不合格を理由に救済を否定し、その昇格を前提とする昇進も(全期間にわたり)否定した。 年度毎に昇進を決定している補助参加人の場合、労働者の職位を昇進させない旨決定した行為は、労働組合法工 (直井/成川前掲一一七頁では、同様に、昇進させない不作為を継続する行為とし、一年を超えて遡って救済 特に直井/成川前掲一一三頁以下を参照されたい)。 (除籍期間の定め) に定める「 初審命令は、 対する取消訴訟一審 継統する行為」に そこから 差別的人 ついて

『二一世紀の労

判決を受けた千代田化工建設事件中労委平成七年一二月二〇日命令(別冊中労時一一七五号八七頁)によって確立した、とさ 中労委の基本的態度となっており、決定行為と賃金支払行為との一体性については、 する内田洋行事件中労委昭和四六年一二月一五日命令(命令集四五集七八九頁)以来、 質的相違から、 申立として適法、との判断を下したことを受けたものと思われる。 集四五卷五号九八四頁) れる(直井/成川前掲一一八頁)。 つなげて一体の一つの行為としては評価できない、とする本判決の見解(いわゆる一回限り説)については、昇給格付けに関 救済申立が右査定に基づく一年間の賃金支払行為の最後の時点から一年以内にされていれば、労組法二七条二項所定期間内の 差額支払いを命じた委員会命令を正当として支持した紅屋商事(昇格給付)事件最高裁第三小法廷平成三年六月四日判決 格付け及びそれに付随する役職手当等の支払いについては否決する一方、基本給に関する差別的取扱いの是正及び 本判決に疑問を呈している。各年度毎の査定等の決定行為を独立した一回限りの行為と見て、年度の違う行為を が、差別的な考査査定とこれに基づく毎月の賃金支払を一体として一個の不当労働行為をなすとし、 を述べ、 次の昇進時期から一年間以内にある申立を救済対象とし、二審もその判断を支持した。 しかし、直井/成川前掲一一七頁脚注二三は、昇級と昇進の 前掲の紅屋商事 少なくとも昇給決定行為につい (昇給格付) 事件最高裁 ては、

- ことを前提にしている」、と判断したのに対し、二審は、 参加人において行われていた……職位を前提として……昇進したものとして取り扱うべきことを命じたもの」、 ここでYは、ス゚らに付与されるべき職位として、店舗長代理につき、同待遇の推進役ポストを付加したわけだが、その後 その店舗長代理待遇の推進役につき、 部下や責任加給等の点で、 Yは、「店舗長代理待遇の処遇の内容を確定することなく、 本件命令は、 「店舗長代理と……ほぼ同等のものである と判断してい 当時補助 --- 165
- (10)判断基準としているが、 理由に基づく動機、 これに続き、 不当労働行為制度の趣旨との照合、 判決は以下のような趣旨を述べる。すなわち、 で、 その趣旨は、 的使用者の採った措置、 (a)−1(b)間の相当因果関係の有無に他ならず、 等々から判断される、と。 との関係上、 局面は異なるが、 動機の競合がある場合、 (a)─1不当労働行為意思、 それは、 最高裁は、決定的動機にあたるか、 (a) 1 (a) ―2の内容 (a) -2 正当な
- この点については、 脚注圏において詳述する。

(11)

- (12)窪田充見『過失相殺の法理』(有斐閣、一九九四年) 六〇頁脚注⑴。
- 記述するのかという点」も既に価値判断である点は留意さるべきである(窪田前掲書五八、五九頁)。 そもそも原因や因果関係をどのように措定するか、 即ち、 「条件公式の適用の前提とされる可能的原因事実……を、

- (14)このような理解は、 民商法雑誌六六巻四号 相当因果関係に関する浜上説 (一九七二年) 一四頁以下)などに依拠するものと思われる。 (浜上則雄 「損害賠償法における『保証理論』と『部分的因果関係の理論
- (5) 窪田前掲書五八頁。
- (6) 詳細は、脚注(8)を参照されたい。
- が適当か、 但し、該判例の掲載誌を見る限り、本判決はスぷらに関するYの判断を取り消しているのみであり、 については明らかにされていない。 具体的にどのような救済策
- これは、菅野整理で言う©に関する個別的な立証というより、全体的な格差の正当性に関する認定である。 後に、大量観察方式の適用の前提条件を欠くと論じている。 判決は、 この指
- ⑩ (ⅱ)に関する個別的立証でも、同様のことが言えよう。
- (20)かつ、 のみで、昭和六〇~六二年度という複数年度にわたって救済を認めているのは、原則として一回限り説を採用しながらも、 会の判断(東京地労委平成七年四月四日(命令集一〇一集四三八頁))を正当と認めたことによる、と思われる(委員会命令に の抗議を無視して使用者が差別を続けた不当労働行為の連続性に特段の事情を認め、遡って救済を認める考え方を採った委員 救済申立てが右査定に基づく賃金の最後の支払時から一年以内にされた場合のみ……適法」、と前掲芝信金事件一・二審判決と ついての分析は、 同旨を述べ、本件については、毎年度一月の査定に基づき同四月一日に発令される公庫の決定を、年度ごとに異なる行為で、 昇給に関する差別的査定「とこれに基づく毎月の賃金の支払とは一体として一個の不当労働行為とな」るから、「是正を求める なお、 による他ない)。 次の発令時期までの一年間に限り継続する、と解した。にもかかわらず、結論的に、 本件でも、 直井 役職位任用や等級号俸決定が労組法二七条二項所定の「継続する行為」に該当するかが争われた。 /成川前掲一一九頁による。本判決については**、** 掲載誌がこの部分についての判断を割愛しているため、 委員会命令から一年度分削減した
- 労働行為によって生じた状態を是正することとしているのは、 使用者の多様な不当労働行為に対してあらかじめその是正措置の内容を具体的に特定しておくことが困難、 いによって生じた実害の具体的な内容・程度を要件としては規定せず、使用者が不当労働行為意思をもって不利益な取扱い その趣旨について、 労使関係について専門的知識経験を有する労働委員会に対し、その裁量により、個々の事案に応じた適切な是正措置を決 これを命ずる権限をゆだねる趣旨に出たものと解され、このような趣旨に徴して考えると、労働組合法は、不利益な取 判決は次のように述べる。すなわち、「労働組合法が、労働委員会の発令する救済命令という方法で不当 正常な集団的労使関係秩序の迅速な回復、 確保を図るとともに、 かつ、不適当である

旨規定しているものと解するのが相当である」、 をした事実を認定することができれば、労働委員会が、合理的な是正措置を決定するために必要な事実を職権で調査し、 !行為に関する事実とともにその事実を総合考慮し、裁量により、個々の事案に応じた適切な是正措置を決定することができる と。後述する道幸教授の指摘通り、労委命令が必ずしも原状回復を図っている

◎ 直井/成川前掲一一二、一一三頁。

けではないことの証左であると思われる。

- 23 直井/成川前掲一一一頁参照。
- 中間評価であるCとして再査定して昇給させ、既支給額との差額を支払うこと、一名を除き、Zらの職能資格格付け及び職位 ここでは、 .年同期入社者に遅れないように取り扱うべきこと、という一律的な直接的是正命令が下された。 Zらに対し、昭和六三年四月以降平成三年までの賃金と賞与について、 人事考査査定がD以下とされた者につき、
- れるので、 当たる、とする2らの主張に応え、人事考課の評定結果に基づき当該年度 とこの点に関する芝信金事件判決の詳細については、 この点、判決は、先ず、ある年度の差別賃金はその後も累積する以上、賃金格差は労組法二七条二項の「継続する行為」に 間に限り継続する」、と述べ、中労委(芝信用金庫従組) 「人事考課の評定結果及びこれに基づく賃金の支払は、年度ごとに異なる行為であり、 脚注(8を参照されたい)。 事件取消訴訟一・二審両判決の判断を踏襲した(「継続する行為」 (四月~翌三月)の昇給額、従って賃金額が決定さ かつ、 次の発令時期までの一

われた、昭和五六年度~同六二年度分については、それぞれ昭和五八年三月末~平成元年三月末に除斥にかかることとなり、 いては、それぞれ平成四年三月末~同五年三月末に除斥にかかることとなり、適法と判断され、平成元年一二月に救済申立が行 三年三月末に除斥にかかることとなり、適法と判断され、平成三年一二月に救済申立が行われた、平成二年度~同三年度分に !徒過不適法と判断された。 除斥にかかることとなり、 結果、平成元年一月に賃金差別救済申立が行われた、昭和六三年度~平成元年度分については、それぞれ平成二年三月末~ 期間徒過不適法と判断された。 また、平成三年一二月に申立が行われた平成元年一二月支給の賞与分についても、平成二年一二月 期

段の合理的理由のない限り、これら職能資格格付け及び職位を考慮した上での是正をすべきである」、としている。 委員会自身が職能資格格付け及び職位の是正を認めたことを踏まえた判断であり、委員会の具体的救済方法の選択に関する裁 事実が認められることからすれば、Yが不当労働行為によって生じた状態の原状回復を図るためにする救済方法としては、特 この点につき、 に制限を加える趣旨とまでは解されない。 判決は、「Zら……の賃金、賞与についてXがZらを不利益に取り扱い、組合の運営に介入した不当労働行為 この点は、

- (27) 当性については、 害されるとは考え難いから、この定めが労働組合法の……各条項に違反するということはでき」ない、としている。 判決は、組合規約所定の組合大会や委員会等の開催時において休暇付与を認める協約規定自体の支配介入、便宜供与該 「それが労働協約上の制度として明示的に規定されている上、これによって労働組合である労組の自主性が阻
- 九○日を経たZら中一名については、不利益取扱いを認めなかった。 但し、ここで、昭和六二年度から平成三年度にかけて出勤すべき日数一二六一日中有給休暇計六○日を消化し、病気欠勤計五
- 直接的是正方式が定着してきた、という。本判決も、前掲国民生活金融公庫事件判決と同様、このような傾向の一環を形成して じる方法」、いわゆる間接的是正命令は、例えば労使協議による場合、「労使協議が不調に終わった場合」、そうでなくとも、「再 査定の公平性について組合が疑義を抱いた場合など、紛争が再燃する恐れが払拭できず」、近時は、判決本文もその次に掲げる 直井/成川前掲一二二、一二三頁によれば、判決本文にいう「使用者に対して再査定を命じた上旧査定との差額の支払を命 と言えよう。
- もって不利益な取扱いをした事実を認定することができれば、合理的な是正措置を決定するために必要な事実を職権で調査し、 これを命ずる権限を委ねることにあるものと解される。また、労働組合法七条一項は、『その労働者を解雇し、その他これに対 不当労働行為に関する事実とともにその事実を総合考慮し、裁量により、個々の事案に応じた適切な是正措置を決定することが 員会による救済命令発令の趣旨、労働組合法七条一号の解釈に徴して考えると、労働委員会は、使用者が不当労働行為意思を よって生じた実害の具体的な内容・程度は、同号の不当労働行為の成立要件そのものではないと解される。このような労働委 定するには、使用者が不当労働行為意思をもって不利益な取扱いをした事実が認められれば足り、同号所定の不利益な取扱いに 労使関係について専門的知識経験を有する労働委員会に対し、その裁量により、 用者の多様な不当労働行為に対してあらかじめその是正措置の内容を具体的に特定しておくことが困難かつ不適当であるため、 労働行為によって生じた状態を是正することとした趣旨は、正常な集団的労使関係秩序の迅速な回復、確保を図るとともに、使 できると解するのが相当である」、と。 して不利益な取扱をすること』と規定し、文言上損害の発生等が要件となる旨を規定しておらず、したがって、同号違反を肯 ここで判決は、 その理由を次のように述べる。「すなわち、労働組合法が、労働委員会の発令する救済命令という方法で不当 個々の事案に応じた適切な是正措置を決定し、
- (32)関連性について明言している。 直井/成川前掲一二四頁によれば、賃金差別事件において、昇格は昇給の一類型とみなされ、両者は同義に扱われることが多 脚注⑤でも述べたように、直井/成川前掲一二一、一二二頁は、直接的是正命令、特に一律的是正命令と大量観察方式との また、脚注⑥で引用した、一律是正の趣旨も、 両者の関連性をよく説明していると思われる。

される。

特定の資格への格付けを命じ、 差別してはならない、という不作為命令に限定するものが比較的多い、とされる(直井/成川前掲一二五~一二八頁)。 五・六号四七六頁) 配置 人事権への介入が改めて問題となる(例えば、第一小型ハイヤー事件札幌高裁昭和五二年一〇月二七日判決 地位にすぎないような場合、 いう。 に任ずることまで認めるものもなくはないが、昇任、登用につき他の従業員や組合員より不利益に扱ってはならな 即ち一定水準の能力適性を要する地位 そして、 等を参照されたい)。このような場合の判例の傾向としては、 石川吉右衛門 それに伴う賃金や資格手当等の支払いを命ずることになる」、という。 昇格命令は昇給命令と同じに扱ってよい、とした上、「こうした昇格差別の救済方法としては、 『労働組合法』(有斐閣、一 (いわゆる役職)への従業員の登用(いわゆる昇進) 九七八年)三二七頁を引用し、社内の格付けが職能資格制度上 救済命令の内容として、 の趣旨を含む場合、 もっとも、 積極的に特定の地位 (労民集)

じて比較の対象が本件組合員以外の者 ここに本件組合員が含まれるか否かについて、本委員会命令や本裁判例の掲載誌からは明らかではないが、本件では全体を通 ない、と考えるのが適当と思われる。 (他組合組合員あるいは非組合員) に置かれていることからすると、 本件組合員は含ま

はなく、 四年度重要判例解説 柳澤武 あくまで取消訴訟の段階で能力実績の同等性がないことが新たに立証されたことで、 「考査査定に関する不利益取扱いと立証ルール (二○○三年) 二二一頁によれば、βは唯一昇格しているから査定差別が生じていない、 中労委(オリエンタルモーター) 査定差別が認められなかった、と 事件」 ジュリスト臨時増刊平 とされたので - 169

よるべきであろう。 人事考課制度が年功序列的であること自体の立証は、 やはり労働者側の外形的立証の後、 使用者側の具体的立 (反証) に

れる旨述べている。 上事件判決は、 例えば、 直井/成川前掲一一一頁、 制度自体及び運用の実態も年功的な場合、 前揭国民生活金融公庫事件判決、 同期入社者間の差異は、 芝信金事件 特段の事情のない限り、 ・二審判決など。 か 即差別と推認さ ,朝日火災

◎ 直井/成川前掲一一○頁。

・地裁平成六年一○月二七日判決(労判六六二号一四頁)の三判例を挙げている。 号五五頁)、 柳澤前掲二二〇頁は、従来から裁判例は、 申立人側に立証を求めて来た、とし、 紅屋商事(昇給格付) 事件仙台高裁昭和六三年八月二九日判決 実例として、 大量観察方式の適用に当たり、比較対照される集団間での勤務実績の同等性につ 北辰電気製作所事件東京地裁昭和五六年一〇月二二日判決 (労判五三二号九九頁)、 しかし、仮にそのような傾向を一方で認め 放送映画製作所事件東 (労判三七

られるとしても、その意味合い、そしてその当否、

については別途検討を要する。

判例も、 は、 能力、 辰電気製作所事件判決 応残される。 条件を課したとしても、集団間の全体的比較とは異なる個別比較 されていた』など勤務成績等の均一性……にかかわる立証が申立人側に求められる場合もあ」ろう。 と主張されても対抗できるように、「グループを括った基準が不明確な場合は、『組合活動公然化以前は他の従業員と同等に処遇 むろん、直井/成川前掲一一一頁の指摘するように、「使用者側から結果として低査定を受けた者が集団となって申立てをした 明らかに行き過ぎである(諏訪前掲二三九頁も、 対立集団間での査定格差が問題となったこのケースで、 についても、放送映画製作所事件判決のように、大量観察方式は、「両集団に単に学歴、職歴、年功、職種等のみならず業績 いが故に、集団的で外形的な、つまり基本的には「平均」的な意味での等質性が求められるに過ぎない。また、等質性の内容 る。菅野整理にいう、⑷全体的低位性の審査すら行われていない、その前段階の、比較の前提整備の問題である。 対象とされ、 象とされた、つまり、 大きさの他、ある程度の等質性も要求されよう。例えば、 形式は必要ない、ということになる(労働判例誌三七四号五五頁北辰電機製作所事件解説も同旨を説く)。放送映画製作所事件 ことが困難であること、等を背景として登場した立証形式であり、申立人側にその立証ができるなら、そもそもこのような立. 比べて差異があることを、いわゆる大量観察により立証すれば足り、 集団の嫌悪の他 そもそも論とすれば、大量観察方式は、 人数等に隔たりがなければ、 に基づく等の特段の事情を立証しないかぎり、 (労判六六二号二一頁掲載部分)も述べるように、 勤務態度その他の事項についても定まった偏向の存しないことが明らかでなければ適用し得ない(但し、 その後になされるべき個別比較においてまで、 しかし、同方式を利用する意味自体を実質的に奪ってしまう本末転倒は許され得ない。そして、ここで挙げられた 本件でも、 同期同学歴という点で平仄が合わせられた。 (労働判例三七四号七七頁掲載部分) 同期同学歴入社者間の格差が審査対象とされた。 「集団に属する組合員の昇給・昇格等が全体として右集団に属さない他の組合員たちの昇給・昇格等 勤務実績ないし成績の同一性はそのまま推定される、 使用者が証拠を握っていること等から、 等質性の内容として、学歴、 右差別は特定の集団に属して組合活動を行ったことを理由とするものであ 申立人側に能力実績の同等性の立証を課したわけではない。例えば、 判決は、このように見解の相違で分裂が生じたような場合、 確かに、比較対照される集団の間では、 前掲国民生活金融公庫事件では、同期同学歴入社者間の格差が審査対 は、大量観察方式の適用に当たって申立人は、 (直井/成川前掲一○九頁にいう「個別立証」) 前掲朝日火災海上事件では、同年同期入社者間の格差が審査 右立証がされれば、 しかし、 勤続歴、 申立人側が能力実績の同等性を直接立証 それらはあくまで「比較の前提」にとどま 仕事内容などの要素を挙げるに過ぎない)。 と述べている)」、とまで踏み込むのは 使用者において、 比較の前提として、 また、このように厳しい 使用者による特定 同一 の余地 前提に過ぎな 両者間に 組合内の 成員数 は、 する

決は大量観察方式を採用した労働委員会命令のその部分を取り消して、他の昇任者との能力実績の同等性に関する積極的事実 ないケースでは、 査定差別を特定集団活動への打撃と捉えて労組法七条三号所定の支配介入該当性を主張する場合についてのみ、大量観察方式 方式の適用下で、一般論として能力実績の同等性に関する立証責任を申立人側に委ねた、と言える箇所は見当たらない 高裁判決の実質的基礎を形成した、原審の青森地裁昭和六一年二月二五日判決(労判四七五号一一九頁)にしても、 立証を申立人側に委ねたのである)。 適用を認めており、 (後の前掲紅屋商事救済命令取消事件各審級判決では、 不当労働行為に該当すると推認するのが相当である」、として、明確にその趣旨を述べている(但し、同判決は、申立人が 申立人に能力実績の同等性に関する個別的な立証責任が課される、とする)。紅屋商事 申立人が個々の組合員について七条一号所定の不利益取扱いを主張する場合、同方式は適用できない、と 両類型で同方式の適用が可能と判断されている)、同方式が適用でき (昇給格付) 大量観察 事件仙台 (同判

卒者の三等級昇格に関する判断等に限られるが、その趣旨は必ずしも明確でない。 近時の判決で、この点の主張立証を労働者側に課す立場をとったと思われるのは、 前掲国民生活金融公庫事件判決における大

但し、柳澤前掲二二○頁は、本件では、「組合員数が社員全体に比べ極端に少ないため集団間の比較という手法が困難である

こと」を指摘、判決が従来と異なる判断枠組みを提示した根拠となっている旨を述べている。 道幸哲也「救済命令の限界 −ネスレ日本事件」『別冊ジュリスト・労働判例百選(第七版)』(有斐閣、二○○二年)二六一

4 柳澤前掲二二一頁も同旨と思われる。

頁。

鄉 労働判例八三一号五九頁参照。

考課査定が能力主義的である以上、現に昇格したβのみ能力実績の同等性がない、との論理には矛盾があると指摘する)。 明らかにしていないことも示唆している。 いてのみ、能力実績の同等性を認め得ず、従って査定差別がない、と結論づけた論理を明らかにしている(と同時に、会社 この点、 その判決が、「いかなる事実によって能力の同等性が証明できるのか」、という実質的な基準については、やはり具体的に 柳澤前掲二二一頁は、 判決原文の写しを参照し、特に本稿で言うβ (柳澤の言う乙) に焦点を当て、判決が彼につ

直井・成川前掲 一七頁が参照されている。 一〇九頁。但し、ここでは、 宮里邦雄 「労委命令に対する司法審査と継続事件数の減少」月刊労委労協六月

(45)菅野前掲書六七二頁。もっとも、直井/成川前掲一 一二頁が指摘するように、昇進昇格差別において、大量観察方式が排斥さ

に課す」ことになり、 れた場合には、 立証責任配分の原則に戻り、「査定の不合理性(ないし不昇進の不合理性) 現にそのような判例傾向も見られる、という。 の立証責任を申立人である労働者側

- 労働行為意思の立証が困難となる」、として、制度の性格に関する立証が申立人側に委ねられることを当然の前提としている。 者側に具体的な立証責任を負わせるのが当事者間の衡平に叶うように思われる。 しかし、ここにⓒの趣旨が含まれる前提に立てば、 直井/成川前掲一一一頁は、「昇進差別事件において、申立人側が年功的・画一的処遇の立証に成功しないと、 また、使用者こそが制度設計の当事者であることを考え合わせれば、
- 立証(ここでは個別立証と呼称されている)の一環と位置づけられている。 直井/成川前掲一 ○九頁では、 査定制度自体の合理性および査定制度運用の合理性は、明確に使用者側がなすべき〇に関する
- 脚注倒を参照されたい。
- (49)もっとも、 なぜ比較「優位」でなければならないか、についての理由は、 判決では特に述べられていない。
- (50)力主義人事であると判断する傾向」の しかし、 柳澤前掲二二一頁は、国民生活金融公庫事件判決の示唆は、 一環である、 とする。 「考査査定で年功的な要素が加味されていたとしても能
- ⑤ この点につき、脚注⑥、⑵、ધ°、ધ°、30、30、30等を併せて参照されたい。
- ∞ 脚注∞を参照されたい。
- 基準について必ずしも一貫した具体的基準を示し得なかったことは、 的に運用されていること、や、 例えば、 前掲国民生活金融公庫事件判決が、入社「からの年次がおおむね一致しているという意味で」賃金制度が年功管理 同期同学歴者の大多数の昇格実績があること、を賃金制度分類の基準に挙げつつも、 その証左の一つと思われる。 そうした
- また、従来は右肩上がりの企業規模の拡大と共に、ある程度まで純粋に年功的に運用できていたものが、早い段階から選別を余 儀なくされるようになった、等々の変化は想定できる。しかし、その中でも、制度運用の実際についてのデータに基づく詳細な むろん、賃金制度の処遇の相違は、 裁判が提起される時点との関係上も、 ある一定の時間枠の中で審査されざるを得ないし、
- オリエンタルモーター事件、 能資格制度の実質を有するもの」として認められたのが④朝日火災海上事件、同じく「能力主義的」制度と認められたのが⑤ 本稿の検討対象としたケースでは、 である。 昇格試験制度が採用されていた芝信金事件を除き、対象の制度が「人事考課に基づく職